第1章 今後の国際課税制度のあり方

金融調查研究会※

1. はじめに

近年、経済のグローバル化およびデジタル化の更なる進展に伴い、国際的課税回避(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)問題が顕在化している。

経済協力開発機構(OECD)は、2012年、公正な競争条件(レベル・プレイング・フィールド)の確保という考え方のもと、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すことを目的にBEPSプロジェクトを立ち上げた。そして、その成果として、2015年10月にBEPS最終報告書を公表し、現在は「ポストBEPS」として合意事項を実施に移している。しかし、BEPSプロジェクトには様々な残された課題があり、特に行動1(電子経済の課税上の課題への対処)は重要な積み残し案件となっている。

その間にも経済のデジタル化は急速に進展し、消費者やユーザーがいる市場国で実質的な経済活動を行っているにもかかわらず適切な課税がされないというBEPSが発生するリスクも増大している。その結果、GAFAに代表される高度にデジタル化された大企業のグローバルビジネスがもたらす超過収益への市場国での「合法的」な課税漏れに関する問題意識は更なる高まりを見せている。

そしてまさにOECDはこの問題に対処すべく、2014年から続く検討をもとに、2020年10月12日に、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直しに関する「第1の柱」および、軽課税国への利益移転に対抗する措置としての国際的に統一された最低税率の導入に関する「第2の柱」のブループリントを市中協議に付した。しかし、第1の柱については、国際課税制度が基本としてきた「恒久的施設(PE: Permanent Establishment)なければ課税なし」あるいは「独立企業原則」といったこれまでの基本ルールを大幅に見直すものであるとともに、第2の柱についてはこれまでにない新たな取組みとなっている。

こうした中、本研究会は、「今後の国際課税制度のあり方」をテーマに研究を進め、今般、提言を取りまとめた。本稿は、国際的な国際課税の潮流として、OECDのBEPSプロジェクトに

^{*} 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年2月に全国銀行協会内に設置された研究機関であり、本研究会の提言は、全国銀行協会の意見を表明するものではない。

おける対応およびその後の経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する議論を概観するとともに、本邦におけるBEPSプロジェクトへの対応および現行の二重課税排除制度に至るまでの流れを概観している。そのうえで、OECDから公表されたブループリントに対する大局的観点からの提言を行っている。

本提言が、関係各方面における議論の活性化に多少とも資すれば幸いである。

なお、本稿は、2021年2月末時点で得られた情報をもとに作成している。

Ⅱ. 国際的な国際課税制度の潮流

本節では、国際課税制度の見直しの必要性の高まりやそれを受けたOECDのBEPSプロジェクト、その後の経済のデジタル化に伴う課税上の課題に関する議論や各国の動向等、国際的な国際課税制度の潮流について概説する。

1. 国際課税制度の見直しの必要性

経済のグローバル化に伴う企業の海外展開の進展により、各国において自国の税源を確保するため、グローバル企業の経済活動から生じる所得に対して幅広く課税権を適用しようとする動きが現れた。この結果、複数の国が重複して同一企業の同一所得に対して課税する「国際的二重課税」の問題が生じ得ることとなった。また、自国の税率を無税もしくは著しく低くする等して外国資本等を誘致する国・地域、いわゆるタックス・ヘイブンが現れ、居住地国でも市場国でも課税されない課税の空白を人為的に作り出す「国際的二重非課税」の問題も生じ得ることとなった。

国際課税制度は各国間の課税権を適正に配分するという機能を担っており、従来は二国間・多国間で租税条約等を締結することにより各国間の課税権の調整を行ってきたが、どちらかと言えば「国際的二重課税」の排除に重点が置かれていた。しかし、経済の更なるグローバル化や情報通信技術の発展に伴う電子商取引の拡大等により、多国籍企業は税負担等の観点から、販売、知的財産管理および生産の各段階、また雇用およびマーケティング等の各機能について、国境を跨いでグローバルあるいは地域レベルで最適な立地を検討するようになり、「合法的」に課税回避行動を取るようになっていった。また、各国において国内企業を引き留めるとともに海外企業を誘致すべく、法人税率を引き下げるといった各国間の租税競争「を招いたほか、自国の税率を無税もしくは著しく低くする、いわゆるタックス・ヘイブ

¹⁹⁸⁵年から2006年までの主要国の法人税率の推移は図表20参照。1985年から2006年までのOECD加盟国の法人税率の平均は、48.2%から30.8%に低下している。なおOECDの最新のデータによると、2020年のOECD諸国(36か国)の法人税率の平均は23.27%となっている(OECD.Stat)。

ンが現れる状況に至り、その結果、「国際的二重非課税」の問題が大きくなっていった。加えて、GAFAをはじめとする国際的なデジタル企業の登場・台頭により経済のデジタル化がさらに進展し、企業のグローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、こうした構造変化に対して「PEなければ課税なし」といった従来の国際課税ルールや各国の税制が追いつかず、消費者やユーザーがいる市場国で実質的な経済活動を行っているにもかかわらず適切な課税がされないというように、多国籍企業の経済活動と国際課税制度の間にずれが生じる結果となった。そして、多国籍企業は「合法的」にこうしたずれを利用し、既存の国際課税ルール等を逆手に取る等して課税回避行動を取るようになった²。こうして、経済のデジタル化に伴い、既存の国際課税制度の枠組みにおける「国際的二重非課税」の問題も顕在化していった。さらには、リーマンショックや欧州債務危機等を受けて、各国の財政状況の悪化および所得格差の拡大が見られ、より多くの国民負担が求められる中で、公平で適正な課税を実現する要請が増すとともに、多国籍企業による課税逃れに対する注目・批判も一段と高まり、政治的にも看過できなくなっていった。

こうした背景を踏まえ、租税条約のモデル条約や移転価格税制のガイドラインの制定等、 国際課税のルール作りで大きな役割を果たしてきたOECDは、2012年6月、公正な競争条件 という考え方のもと、国際課税ルールを世界経済および企業行動の実態に即したものとする とともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めるために、国際課税ルール全体を見直す 「BEPSプロジェクト」を立ち上げた。

2. BEPS プロジェクトと経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応

本項では、OECDのBEPSプロジェクトにおける対応およびその後の経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する議論を概観する。また、特に2020年10月にOECDから公表された「ブループリント」の内容について概観する。なお、OECDの検討の大枠の経緯は図表1のとおりである。

図表1:BEPSプロジェクトにおける経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に係る主な 経緯

時 期	内 容
2012年6月	OECDによるBEPSプロジェクトの開始
2013年7月	「BEPS行動計画」の公表
2014年9月	BEPS行動計画に係る「中間報告書」の公表

² 欧州委員会(European Commission)によると、EU域内の伝統的ビジネスモデルの企業に関する法人税の 実効税率が23.2%であるのに対し、デジタル企業は9.5%に留まるとしている(出所: European Commission(2018))。

時 期	内 容
2015年10月	BEPS行動計画に係る「最終報告書」の公表 【行動1(電子経済の課税上の課題への対処)の概要】 ・経済全体が急速にデジタル化する中、税の観点からデジタル経済をその他の経済と区別することは困難とするとともに、他の行動計画の適用により、デジタル経済に関するBEPSの課題は基本的に解消されることが予想されると結論付け・法人課税については勧告には至らず、3つの対応案が提案されるに留まり、2020年まで作業を継続することに合意
2016年6月	BEPS包摂的枠組み(Inclusive framework on BEPS)の設置
2018年3月	経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る「中間報告書」の公表 【中間報告書の概要】 ・高度にデジタル化されたビジネスモデル(HDB: Highly Digitalised Businesses) に関する特徴を特定。一方、HDBに対する課税のあり方については、各国で考え方に開きがあることを指摘 ・適切で一貫した国際課税ルールの導入の検討を進め、まずは「PEなければ課税なし」という既存のネクサス(Nexus)ルールおよび独立企業原則にもとづく利益配分ルールを見直すことに合意 ・2019年に検討状況のアップデートを行い、2020年までに合意にもとづいた解決策の取りまとめに向けて作業を進めることに合意
2019年1月、2月	経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る「ポリシーノート」および市中協議文書の公表 【ポリシーノートおよび市中協議文書の概要】 ・経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題の解決策として以下を提示 〔第1の柱〕 ー市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し ー①ユーザーの参加(User Participation)、②マーケティング上の無形資産 (Marketing Intangible)および③重要な経済的存在(Significant Economic Presence)という観点で、既存のネクサスルールおよび利益配分ルールを見直す3つの対応案を提示 〔第2の柱〕 ーBEPSの残された課題に対応するための軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入 ー全ての国際的に実施されるビジネスが最低レベルの税を支払うことを提案する「グローバル税源侵食対抗提案」(GloBE提案:Global Anti-Base Erosion Proposal)を提示

時 期	内 容
2019年5月	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る合意にもとづく解決策の策定に向け た作業計画」の公表
	【作業計画の概要】
	・第1の柱および第2の柱の解決策に関する技術的な課題とその対応案を提示 ・2020年1月に解決策の核心要素に関して提案することを目指すとともに、2020 年末の最終報告書に向けた作業の実施に合意 〔第1の柱〕
	-2019年2月の市中協議文書で提示された3つの案を踏まえた統合的アプローチを 模索する取組みの継続を公表 -新たな利益配分ルールおよびネクサスルール等に関して解決すべき技術的な課 題とその対応案を提示
	〔第2の柱〕 -GloBE提案に関してより詳細な検討案を提示
2019年10月	市中協議文書「第1の柱における統合アプローチに係る事務局提案」の公表
	【市中協議文書の概要】
	・これまでの議論を踏まえた「統合アプローチ」(Unified Approach)を提示 ・対象をHDBだけでなく、より広い消費者向けビジネスも対象とすることを提案 ・消費者との交流および消費者の関与等を通じて市場国の経済に持続的かつ重要な 関与を有する場合に、課税権を付与する新たなネクサスルールを提案
2019年11月	市中協議文書「グローバル税源浸食防止提案(GloBE)-第2の柱」の公表
	【市中協議文書の概要】
	・GloBE提案に関する具体的な構成とその課題および課題への対応案を提案
2020年1月	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2本の柱によるアプローチ に関する声明」の公表
	【声明の概要】
	・第1の柱:「統合アプローチ」を交渉の基礎として承認 ・第2の柱:GloBEに関する技術的な進展を歓迎 ・2020年末までの合意へのコミットを確認
_	(新型コロナウイルス感染症の蔓延、米欧国際関係の悪化)
2020年10月	経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る第1の柱および第2の柱の「ブループリント」(市中協議文書)の公表
	【ブループリント公表時の声明の内容】
	・ブループリントは将来の合意に向けた確固たる基礎を提供するもの ・2021年半ばまでに成功裏の結論に到達することを目指して、残された論点に迅 速に取り組むことに合意
2021年半ば	国際合意(目標)

(1) BEPS 行動計画(2013年7月)

「1.」で述べた背景のもと、更なるBEPSに対する政治的な議論の高まり³を受けて、G20諸国は、2012年11月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDの取組みを歓迎するとともにOECDに対してBEPSに関する研究報告の策定を要請した。これを受けて、OECDは、2013年2月に「BEPSへの対応」(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)を公表し、BEPSに繋がる原因を分析するとともに、BEPSへの対応として包括的な行動計画の策定を提案した。

これを踏まえ、2013年7月、OECDは「BEPS行動計画」(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)を公表し、同年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議および9月のG20サミットに報告され、G20諸国から全面的な支持を得た。同行動計画は15の行動(Action)計画から構成され、各国が国際的「二重非課税」を排除するとともに、企業の経済活動が実際に行われている場所での課税を可能とするため、各行動項目について新たに国際的な税制の調和を図る方策を別途勧告することとした。このうち、行動1(電子経済の課税上の課題への対処)においては、昨今の情報通信技術の発展がもたらした新たな経済形態を「デジタル経済」と定め、デジタル経済がもたらす課税上の問題に対応することが掲げられた。

なお、「BEPSプロジェクト」はOECDで検討が始まったものではあったが、上記を踏まえ OECDとG20における共同プロジェクトとしての色彩を強めたこともあり、行動計画の実施に当たっては、OECD諸国(当時34か国 4)のみならず、OECD非加盟のG20メンバー8 か国(中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ)がOECD加盟国と同様に意見を述べ、議論に参加する枠組みが設けられた。

(2) BEPS 行動計画に係る最終報告書(2015 年 10 月)

上記のBEPS行動計画を踏まえ、OECDは2014年9月にBEPS行動計画に係る「中間報告書」(2014 Deliverable)⁵、2015年10月にBEPS行動計画に係る「最終報告書」(2015 Final

^{3 2012}年後半には、スターバックス、グーグル、アマゾン、アップル等の租税回避が報道されるとともに、米国議会および英国議会等において公に晒され政治問題化していった。なお、スターバックスの英国法人は、Swiss Trading Company(スイス国外の会社が製造した製品を、スイス国外の市場でスイス国外の顧客に販売する場合に税負担の軽減を受けられるスイスの税制度を利用した取引を行う会社)を活用した所得の圧縮等を行っていたとされている。また、グーグルは、いわゆるタックス・ヘイブンである英領バミューダ等を利用したアイルランドの複数法人とオランダの法人を活用した節税手法(ダブルアイリッシュダッチサンドウィッチ: Double Irish with a Dutch Sandwich)、アマゾンはルクセンブルグの複数の法人へのウェブサイト運営のための知的財産の移転およびEコマースの運営委託による所得集中等、アップルはアイルランドの物理的な実態のない複数の法人への米国外での特許等の使用権の移転等により納税額の極小化を行っていたとされている。

⁴ 現在は37か国(2021年2月現在)(出所:OECDウェブサイト)。

⁵ 各行動計画について、順次ディスカッション・ドラフトを市中協議に付す等の検討を行い、一定程度の合意等が得られた7つの行動計画(行動1、2、5、6、8、13、15)について中間報告のかたちで公表された。

Report)を公表した 6 。そして、同年10月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議および11月のG20サミットに報告され、G20諸国から支持を得るとともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請が寄せられた。

同報告書では、「PEなければ課税なし」あるいは「独立企業原則」といったこれまでの基本ルールが基本的には維持されつつも、多国籍企業は価値創造が行われた場所で税を支払うべきとの原則が示され、行動1~15に分けてBEPSへの対応策が勧告された。各行動の勧告は合意の強弱により、①ミニマム・スタンダード(全ての参加国・地域が実施するものであり、実施状況のモニタリングを受けるもの)、②既存スタンダードの改正(OECDモデル租税条約やOECD移転価格ガイドラインを改訂するもの)、③共通アプローチ(各国の慣行の統一を促進するもの)および④ベスト・プラクティス(新しい国内法の導入等、問題に対応する国を支援するもの)の4つに分類された(各行動の内容等については「III.2」参照)。これによりBEPSプロジェクトは「ポストBEPS」として勧告の策定から実施の段階に移ることとなり、各行動計画のそれぞれの勧告に沿って対応が進められていくこととなった。ただし、いくつかの行動計画については、引き続きの検討を実施するもの、ガイドラインおよびガイダンスの策定を検討するもの、さらには行動15(多数国間条約の策定)のよう

に、「最終報告書」を踏まえたBEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定の策定

を検討⁷するもの等もあり、積み残された課題もあった。

特に行動1(電子経済の課税上の課題への対処)については、経済全体が急速にデジタル化する中、税の観点からデジタル経済をその他の経済と区別することは困難であるとされた。また、デジタル経済に特有のBEPSは存在しない一方で、デジタル経済の発達に伴いBEPSが生じるリスクは助長されるものの、行動3(外国子会社合算税制の強化)、行動7(恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止)および行動8~10(移転価格税制と価値創造の一致)等の他の行動計画の適用により、デジタル経済に関するBEPSの課題は基本的に解消されることが予想されると結論付けられた。その結果、消費税等の付加価値税(VAT: Value-Added Tax)および物品サービス税(GST: Goods and Services Tax)に関してはOECDの体系的なガイドライン(OECD international VAT/GST guidelines)の適用が勧告されたものの、法人税等の直接税については具体的な勧告には至らず、図表2のとおり、3つの対応案が提案されるに留まった。そして、今後もデジタル経済が進展し続けることを踏まえ、他の行動計画で勧告された内容がデジタル経済に与える影響を考慮しながら、

なお、同報告書と同時に公表された「2015年解説文」 (Explanatory Statement - 2015 Final Reports) におけるOECDの試算によると、BEPSによる税収の損失額は全世界で少なくとも年間1,000 \sim 2,400億米ドルであり、世界全体の法人税収の4 \sim 10%に達すると推計されている。

⁷ BEPS最終報告書にもとづく各種勧告の実施のために、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがある一方で、世界で3,000本以上ある二国間租税条約の改定には時間を要することから、BEPS防止措置を効率的に実現するための多数国間協定の策定を検討。2016年11月に条文が採択され、2017年6月にわが国を含む67か国・地域が署名。2021年2月現在では、93か国・地域が署名。

デジタル経済における課税上の課題に対する検討を継続することが重要とされ、2018年4 月までに中間報告書、2020年までに最終報告書を取りまとめることとされた。

以降については、OECDの経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する議論について概観する。

図表2: 最終報告書の行動1における直接税に関する3つの対応案

対応案 (考え方)	概要
①重要な経済的存在 [*] にもとづく 課税 (** Significant Economic Presence)	・従来のPE概念が源泉地国に物理的なネクサス (Nexus) ⁸ を求めているのに対し、源泉地国に十分な電子的なネクサス (例:ローカルのドメイン名、収集されたデータ量等)があり、一定の売上額を上げていれば、重要な経済的存在を有すると認定し、従来のPEと同様に、重要な経済的存在に帰属する所得に対して課税する。
②デジタル取引に対する源泉徴収	・国外からオンラインで提供される物品または役務について、 国外提供者への課税として、対価の支払いに源泉徴収を行う。
③平衡税*の導入 (※ Equalisation Levy)	・国内事業者には課税されているにもかかわらず、国外事業者には課税されない(さらに居住地国でも課税されないこともある)といった課税上の不公平を是正するために、平 衡税を課す。

(出所)財務省(2015)から作成

(3) 経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書(2018年3月)

OECDは最終報告書の合意事項を実施に移していくために、2016年6月に、「最終報告書」等にもとづいた一連のBEPS対抗措置にコミットした国・地域が参加可能で、国際課税ルールについて多国間交渉を行う枠組みとして「包摂的枠組み (Inclusive framework on BEPS) $_{\parallel}^{9}$ (2021年2月現在のメンバーは139か国・地域)を設置した。

その後、同枠組みにおいて、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する議論が継続され、2018年3月に経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る「中間報告書」 (Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018)が取りまとめられた。

同報告書では、高度にデジタル化されたビジネスモデル(HDB)について分析し、①PEがなくても国境を越えて大規模な活動が行われていること、②無形資産への依存度が高い

^{*} 課税根拠や課税の根拠となる結びつき等と訳される。ネクサスルールとは「非居住者の企業に対する課税 国を決定するルール」(出所: Inclusive Framework on BEPS(2018))であり、端的に言えば、「非居住地国 側の課税権が正当化されるために求められる外国企業とのつながり」(出所: 篠田剛(2019))である。これ までの国際課税制度は、このネクサスを示すものとして、PEがあることを原則(いわゆる「PEなければ課 税なし」)としてきた。

⁹ なお、新たに参加した開発途上国については、「最終報告書」等にもとづいた一連のBEPS対抗措置の導入時期が、他国の導入時期と異なることについて許容されている(出所:OECD(2017))。

こと、③データやユーザーの参加が果たす役割が大きいことという3つの特徴を特定した。一方、HDBに対する課税のあり方については、①HDBの特定のビジネスモデルに焦点を当てて国際課税制度を改正すべき、②HDBに限らず国際課税制度全般について見直しをすべき、③大幅な国際課税制度の見直しは不要、というように、各国で考え方に開きがあることが指摘された。

こうした各国の考え方に開きがある一方で、各国は、適切で一貫した国際課税ルールの導入の検討を進めていくこととし、まずは「PEなければ課税なし」という既存のネクサスルールおよび独立企業原則にもとづく利益配分ルールを見直すことに合意した。そのうえで、2019年に検討状況のアップデートを行い、2020年までに合意にもとづいた解決策の取りまとめに向けて作業を進めるとした。なお、一部の国からは、合意にもとづいた解決策の策定には時間を要することから、暫定的措置を求める声があったもののこれに反対する国もあり、賛否両論があったことから、暫定的措置に関する合意は得られなかった。

(4) 経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書以降の検討

OECDは、「中間報告書」を受けて引き続き検討を進め、2019年1月に経済のデジタル化に伴う課税上の課題解決に係る「ポリシーノート」(Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy - Policy Note)、同年2月にはより詳細な市中協議文書 (Public Consultation Document: Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy)を公表した。

同市中協議文書においては、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題の解決策として、①「第1の柱」では市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し、②「第2の柱」ではBEPSの残された課題に対応するための軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入が掲げられ、それぞれ基本的な方向性や論点が提示された。なお、「ポリシーノート」や同市中協議文書における大きな考え方の方向性を整理したものが図表3である。

図表3:OECDの検討における経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題の整理と解決策

課題	解決策
① 国際課税原則の現代化の必要性	
【既存のネクサスルール:PEなければ課税なし】	【答1の計】
・国内に外国企業の支店・工場等のPEがある場合にのみ、その外国企業の事 業所得に課税可能	【第1の柱】 市場国に対し適切 に課税所得を配分
⇒ 経済のデジタル化の進展により、市場国にPEを置かずにビジネスを行う 企業が出現し、市場国で課税が行えない事例が顕在化。市場国において、 国内企業と多国籍企業が競合している場合、国内企業にのみ課税されると いう競争上不公平な扱いが発生。	するためのルール の見直し

課題	解決策
【独立企業原則にもとづく利益配分ルール】	
・多国籍企業グループ内部の国際取引では、その取引価格について、独立した企業同士であれば成立したであろう「通常の価格(独立企業間価格)」で取引が行われたものとみなして各グループ企業の所得を計算するという多国籍企業の利益を各国間で配分するルールとして機能	
⇒ 経済のデジタル化の進展により、多国籍企業が国境を跨いで行うグループ 内における取引(無形資産取引を含む)を増大させており、独立企業間価 格の算定が困難となってきている。	
② 軽課税国へのBEPSリスクの増大(BEPSの残された課題) ⇒ 経済のデジタル化の進展により、ビジネスにとって無形資産の重要性が増 大しており、関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転する ことが容易になっている。	【第2の柱】 軽課税国への利益 移転に対抗する措 置の導入

(出所)財務省(2020)から作成

同市中協議文書においては、第1の柱および第2の柱それぞれについて、その後の議論 の土台となる基本概念に関する提案が示された。具体的には、図表4のとおり、第1の柱 については、各国における考え方に開きがあることを踏まえ、各国の提案にもとづき、① ユーザーの参加(User Participation)(英国案)、②マーケティング上の無形資産(Marketing Intangible) (米国案) および③重要な経済的存在(Significant Economic Presence) (インド 等途上国案)という観点で、それぞれ既存のネクサスルールおよび利益配分ルールを見直 す3つの対応案が示された。また、第2の柱については、HDBに限らず全ての国際的に実 施されるビジネスにおいて最低レベルの税を支払うことを提案する「グローバル税源侵食 対抗提案」(GloBE提案:Global Anti-Base Erosion Proposal)が示された。具体的には、 GloBE提案の構成は、①最低税率が課されていない軽課税国に所在する子会社等へ帰属す る所得を親会社の所得と合算して課税する所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule) および、②最低税率が課されていない軽課税国に所在する関連企業への使用料等の支払い に対し、支払会社側の国でその支払いに対して課税する税源浸食支払課税(Tax on Base Eroding Payments)として提案された。ただし、最低税率をどのように適用するか等につ いては、今後の検討課題とされた。なお、①のIIRは、米国で2017年12月に成立した米国 企業の海外に所在する無形資産に由来する所得を対象に最低税率を課す米国外軽課税無形 資産所得税制(GILTI: Global Intangible Low-taxed Income)10を参考としたことが同市 中協議文書に付言されている。

¹⁰ 陣田直也(2020)。

図表4:2019年2月の市中協議文書で示された第1の柱に係る3つの対応案

対応案 (考え方)	概要		
【第1の柱】			
①ユーザーの参加 ^{**} (※ User Participation) 〔英国案〕	・SNSや検索エンジン等のHDBのユーザーが利用することにより生じた利益について、ユーザーがいる国が課税できるようにする。		
②マーケティング上の無形資産 [*] (** Marketing Intangible) [米国案]	・HDBに限らず多国籍企業が市場国で生み出したブランド価値 を認め、それにより生じた利益について、市場国が課税でき るようにする。		
③重要な経済的存在* (※ Significant Economic Presence) 〔インド等途上国案〕	・デジタル技術等により市場国で継続して売上を上げており、市場国との関係があると認められる場合、市場国が課税できるようにする。・途上国でも執行が容易な解決策として提案。		
【第2の柱】			
グローバル税源侵食対抗提案(Glo	pBE提案:Global Anti-Base Erosion Proposal)		
所得合算ルール [*] (※ IIR: Income Inclusion Rule) ・最低税率が課されていない軽課税国に所在する子会社等 属する所得を親会社の所得と合算して課税。			
税源浸食支払課税 [*] (※ Tax on Base Eroding Payments)	・最低税率が課されていない軽課税国に所在する関連企業への 支払い(例:使用料)に対し、控除あるいは条約上の特典を 否認し、支払会社側の国でその支払いに対し課税。		

(出所)財務省(2019)から作成

また、その後、同市中協議文書における検討を踏まえ、OECDは、2019年5月に「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る合意にもとづく解決策の策定に向けた作業計画」(Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)を公表し、同年6月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議および同月のG20サミットで承認された。同作業計画では、第1の柱について、図表5のとおり、同市中協議文書で提示された3つの案を踏まえた統合的なアプローチを模索する取組みを継続することとし、新たな利益配分ルールおよびネクサスルール等に関して解決すべき技術的な課題とその対応案が提示された。また、第2の柱については、GloBE提案に関して、IIRにおいて親会社が所在する国で最低税率まで課税すること等、より詳細な検討案が提示された。そして、2020年の初旬に解決策の根幹部分の合意を目指し、2020年末の最終報告書を取りまとめるための作業を実施していくこととされた。

図表5:2019年5月の作業計画で示された第1の柱の対応案

対応案 (考え方)	概要	
〔新たな利得配分ルール(イメージ)〕		
①修正残余利益分割法 [*] (※ Modified Residual Profit Split Method)	・グループ全体利益から既存税制のもとで決定されるルーティーン利益を控除したノンルーティン利益 (残余利益) のうち対象となる利益を特定し、各国へ配分	
②定式配分法* (※ Fractional Apportionment Method)	・グループ全体利益を配分基準により各国へ配分	
③分配ベース法 [*] (※ Distribution-based Approaches)	・現地国(市場国)において稼得する売上(収入)にみな し営業利益率を適用	
〔新たなネクサスルール〕		
非物理的な存在のネクサス [*] (※ Non-physical Presence Nexus Rule)	・既存のOECDモデル租税条約における定義の修正、ある いは独立した規定の導入を検討	

(出所)財務省(2019)から作成

このうち、第1の柱については、2019年10月に市中協議文書「第1の柱における統合アプローチに係る事務局提案」(Public consultation document: Secretariat Proposal for a "Unified Approach" under Pillar One)が公表され、同年2月の市中協議文書で示された3つの案(①ユーザー参加、②マーケティング上の無形資産、③重要な経済的存在)および5月の作業計画で示された利得配分ルール(①残余利益分割法、②定式配分法、③分配ベース法)等を集約・統合した案、いわゆる「統合アプローチ」(Unified Approach)が示された。同枠組みの中で、対象範囲はHDBとするとともに、より広い消費者向けビジネスにも焦点を当てるとされた。また、新たなネクサスルールについては、既存のOECDモデル租税条約における定義の修正ではなく、独立した規定として導入することが提案され、具体的には、消費者との交流および消費者の関与等を通じて市場国の経済に持続的かつ重要な関与を有する場合に、課税権を付与する案が提示された。また、その際のネクサスの決定については、一定程度の閾値の設定が最も簡便であると付言された。

また、第2の柱については、2019年11月に市中協議文書「グローバル税源浸食防止提案 (GloBE提案) — 第2の柱 」(Public consultation document: Global Anti-Base Erosion Proposal ("GloBE") - Pillar Two)が公表され、GloBE提案に関する具体的な構成とその課題および課題への対応案が示された。

このように、特に第1の柱については各国の思惑に開きがあった中で、議論が一定程度 収束の方向に向かっていたが、同年12月、米国は、第1の柱を納税する企業側のセーフ ハーバー、いわゆる選択制とすべきとする書簡をOECD宛に送付した。その後、OECDは、 2020年1月に「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するための2本の柱によるアプ ローチに関する声明」(Statement by the OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS on the Two-Pillar Approach to Address the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy)を公表し、第1の柱については「統合アプローチ」を今後の検討の基礎とするとともに、米国が提案したセーフハーバーについても留意するとした一方で、多くのメンバー国からは、セーフハーバーの導入により政策目的が未達成となる等の懸念が表明されていることが付言された。また、第2の柱についてはこれまでの検討状況を歓迎するとした。そして、今後、これら2本の柱について2020年7月までに大筋合意を目指すこととし、2020年末までに最終報告書の作成を目指すことが確認された。

OECDはその後も、2020年末までの最終合意を目指し作業を続けてきたが、その後の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延の影響や、フランスを始めとした欧州のいくつかの国等が導入したあるいは導入を検討している独自のデジタルサービス税(DST: Digital Service Tax)に対する米国の対抗措置としての追加関税およびOECD等の議論からの離脱の示唆等による国際関係の悪化により検討に遅れが生じた。その結果2020年末の合意は維持するとしつつも、当初設定していた大筋合意の時期を2020年7月から2020年10月に延期することを決定した。そして、2020年10月に市中協議文書として第1の柱および第2の柱に係るブループリント(Tax Challenges Arising from Digitalisation - Report on Pillar One Blueprint、Report on Pillar Two Blueprint)を公表するとともに、2020年末の最終合意を2021年半ばまでに延期し、残された論点に迅速に取り組むことに合意したことを公表した。

(5) 経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係るブループリント(2020年 10月)

これまで、OECDから2020年10月に市中協議文書として公表された第1の柱および第2の柱に係るブループリントまでのOECDにおける検討経緯を概観してきた。ここからは、同文書の内容について、詳細に見ていくこととする。

第1の柱および第2の柱に係るブループリントは、2020年1月の声明の内容を踏まえたものとなっており、「将来の合意に向けた確固たる基礎を提供するもの」と位置づけられている。その文量は、第1の柱が246頁、第2の柱が224頁、さらに同時に公表されたOECDによる経済的影響分析(Tax Challenges Arising from Digitalisation - Economic Impact Assessment)が281頁の計751頁となっており、これまで本件に関してOECDから公表された文書の中で最も大部なものとなっている。今後、詳細について更なる検討を行う必要がある点は多数あるものの、このブループリントにより、対応策の案としては細部も含め一定の方向性が示されたものとなっている。

そして、OECDによる経済的影響分析によれば、これら2本の柱の中長期的な企業側の

導入コスト等の増加によるGDPへの負の影響は0.1%未満である一方¹¹、総合的な効果として、年間で世界全体の法人税収が最大4%または1,000億米ドル増加することが見込まれるほか、第1の柱により1,000億米ドルが各国に再配分される可能性があるとしている¹²。また、一方的なDSTが世界的に横行することで対抗措置としての追加関税による世界的な貿易紛争が引き起こされるという最悪のシナリオでは、OECDのこの新たな枠組みの検討に関して合意に至らない場合、世界全体のGDPが年間1%以上引き下げられる可能性すらあることを示唆している。さらに、この分析が新型コロナウイルス感染症の蔓延による混乱により一層のデジタル化が進展するとともに、税源確保圧力が強まっていること、それに伴い多国籍企業による課税回避行動への不満が高まっていることから、この対応案に関する合意がなされない場合には一方的なDSTの世界的な横行の可能性が高まり、新型コロナウイルス感染症の蔓延による混乱の負の効果をより助長し、混乱からの回復を妨害することになると警鐘を鳴らしている。

① 第 1 の柱(市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し) a 概要

第1の柱は、デジタル化に伴う課税上の課題に対応するため、市場国に対し適切に 課税所得を配分するためのルールの見直しを提案するものであり、PEの有無にかか わらない新しいネクサスや利益配分ルールを通じて、消費者やユーザーがいる市場国 で生み出された価値を勘案することとされている。その対象としては、デジタルサー ビスだけではなく、企業のマーケティング上のブランド等の無形資産を活用して超過 利益を得るビジネスも含まれている。

第1の柱は図表6のとおり、主に「利益A」および「利益B」とそれらを担保するための「課税の確実性」の3要素から構成されている。以下、それぞれの要素の概要を説明する。

¹¹ 各国政府によるコンプライアンスコストや管理・運営コストは、本制度の細部の内容に依存することから、 現段階では推計困難として当該数値には含まれていない。

¹² 具体的には、税収効果は、第1の柱が法人税収 $0.2 \sim 0.5\%$ 、 $50 \sim 120$ 億米ドルの増加、第2の柱が法人税収 $1.7 \sim 2.8\%$ 、 $420 \sim 700$ 億米ドルの増加、米国のGILTIが法人税収 $0.4 \sim 0.8\%$ 、 $90 \sim 210$ 億米ドルの増加となるとしている。米国のGILTIの税収効果を試算に含めている理由としては、前述のとおり第2の柱のIIRがGILTIを参考に設計されたものであるとともに、第2の柱のブループリントにおいて、その対応方法は詳細に明記されていないものの、第2の柱とGILTIの共存を認めることが示唆されているためである。なお、第1の柱の税収効果が期待より大きくない理由としては、多国籍企業の残余利益の一部の割合しか各国に配分しないこと、残余利益が配分された各国における税率が必ずしも全て高い税率となっているわけではないことが理由として挙げられている。また、その他には、対象となる多国籍企業が限定されている(脚注13参照)こと等も理由として考えられる。

図表6:第1の柱の構成要素

構成要素	内 容
利益A (Amount A)	市場国への新たな課税権の配分 ⇒多国籍企業が活動する市場国に対して、PEの有無にかかわらず、新たな 課税権を配分する国際課税原則の見直し
利益B (Amount B)	市場国での販売活動等に係る移転価格ルールの定式化 ⇒市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原 則にもとづき一定の課税権を市場国に保証
課税の確実性	効果的な紛争防止・解決手続

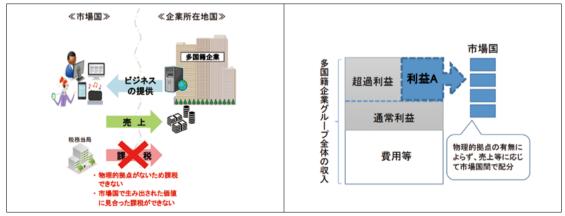
(出所)財務省(2020)から作成

b 利益 A

(a) 概要

利益Aは、今回の対応策の中心となるものであり、PEの有無によらず市場国に新たな課税権を付与するためのものである。具体的には、図表7のとおり、多国籍企業グループレベルで算定した対象事業の利益のうち、通常利益を超える一定割合の利益Aを市場国で生み出された価値として市場国に配分し、市場国において課税が行われることになる。

図表7:利益Aのイメージ



(出所)財務省(2020)

利益Aの市場国への分配手順は大枠としては、①対象となる多国籍企業および利益Aの算定対象となる事業を特定することによる対象範囲の特定、②新しいネクサスルール等にもとづき利益Aを分配する市場国の特定、③-1多国籍企業において分

配すべき利益Aの算定および市場国への分配、③-2市場国での課税および二重課税の除去等、という流れとなっている。以下、この流れにもとづいて概説していく。

(b) 対象範囲の特定

利益Aを算定する必要がある対象企業は、多国籍企業グループの全世界での連結収益が一定の基準額を上回る場合とされており、その閾値としては移転価格税制に関する国別報告書(CbC Report: Country-by-Country Report)の適用基準と同様の7億5,000万ユーロに設定することが検討されている¹³。また、対象事業について、課税対象となる海外由来の収益が一定の閾値を下回る多国籍企業については、利益Aの算定対象から除外するデミニマス(de minimis)テスト¹⁴を提案している。具体的には、①対象事業の総収入が当該閾値を超えているか、②その場合に国外を源泉とする対象事業の収入が当該閾値を超えているか、という2段階テストを両方満たす企業が対象企業となる。

また、利益Aを算定する際の事業の対象範囲については、PEの有無にかかわらず市場国の経済活動に活発かつ継続的に関与することが可能とされる「自動化されたデジタルサービス」(ADS: Automated Digital Services)と「消費者向け事業」(CFB: Consumer-Facing Business)が対象事業とされており、図表8のとおり具体的な対象が掲げられている。ADSは「複数国の多数の顧客・ユーザーに対し、標準化・自動化されたデジタルサービスを提供することにより収益を生み出す事業」とされ、オンライン広告サービス等が例示として挙げられており、対象外となるサービスについては、法律、会計、建築、設計、医療等のカスタマイズされた専門的なサービス等が挙げられている。また、CFBは「消費者に販売される商品・サービスから収益を生み出す事業」とされ、多くの事業が対象になり得るとされているが、製造業者、卸売業者、流通業者で消費者向け販売がない場合や、消費者向け商品に含まれる中間製品や部品は対象外となっている。また、そもそもの利益Aの課税対象に含まれないビジネスとして、銀行業等の金融サービス15等が例として挙げられている。

¹³ ブループリントでは、この閾値は、対象から重要な企業を除外しないようにする必要があるとともに、コンプライアンスコストを抑え、管理・運営コストを運営可能なものとするために更なる検討が必要であるとしている。その対応案の一つとして、当初高い閾値を設定し、徐々にその基準を下げていく段階的アプローチの検討の可能性についても言及している。また、閾値の水準に応じて、①対象となり得る多国籍企業の数および②その中で主にADSやCFBに関する事業を積極的に行っている企業の数を推計している。具体的には、閾値が7億5,000万ユーロの場合:①約8,000社、②約2,300社、閾値が10億ユーロの場合:①約6,800社、②約2,000社、閾値が20億ユーロの場合:①約4,100社、②約1,300社、閾値が50億ユーロの場合:①約2,000社、②約620社、閾値が100億ユーロの場合:①約1,000社、②約350社、となっている。

¹⁴ ブループリントでは、閾値の事例として2億5,000万ユーロ等を挙げている。

¹⁵ ブループリントにおいて金融サービスが対象外となっている理由としては、各国において重厚な規制に服していること等が挙げられている。

図表8:利益Aの事業の対象範囲

ADS「自動化されたデジタルサービス」(Automated Digital Services)

- ・ 複数国の多数の顧客やユーザーに対して、標準化・自動化されたデジタルサービス を提供することにより収益を生み出す事業
- ・ 以下のポジティブリストに該当するもの、あるいは以下の一般的な定義に該当する もの、かつネガティブリストに該当しない事業が対象

一般的定義

- ① 自動化:一度システムが開設されるとサービス提供側の人的関与が最小限に留められる、かつ
- ② デジタル:インターネット等の電子ネットワークにより提供される

ポジティブリスト (対象の明確化)

- オンライン広告サービス
- ユーザーデータの販売
- オンライン検索エンジン
- ソーシャルメディアプラットフォーム
- オンライン仲介プラットフォーム
- デジタルコンテンツサービス
- オンラインゲーム
- 標準化されたオンライン学習サービス
- クラウドコンピューティングサービス

ネガティブリスト (対象外)

- カスタマイズされた専門的なサービス(法律、会計、建築、設計、医療等)
- カスタマイズされたオンライン学習サービス
- ADS 以外の商品・サービスのオンライン販売
- 物理的な商品の販売に係る収益
- インターネット等の電子ネットワークへの アクセスを提供するサービス

CFB「消費者向け事業」(Consumer-Facing Business)

・ 消費者に販売される商品やサービスから収益を生み出す事業 (仲介人、およびフランチャイズまたは免許取得による間接的な販売を行う事業を含む)

対象となる事業

- 個人消費のための消費者向けに販売される 商品やサービスを行う多くの事業が対象と なり得る
- 消費者と事業者双方に販売される商品(例: 乗用車、パソコン、血圧計等の一部の医療製 品等)

対象外の事例

- 製造業者、卸売業者、流通業者で消費者向け 販売がない場合
- 消費者向け商品に含まれる中間製品や部品
- ADS に該当している場合 等

利益 A の対象外となる事業

- 天然資源、金融サービス(銀行、保険、資産運用)、住宅の建設・販売・賃貸、国際航空・海運 等

(出所) Inclusive Framework on BEPS (2020c) から作成

(c) 市場国の特定:ネクサスおよび源泉地ルール

利益AをPEの拠点の有無によらず各市場国における多国籍企業グループの売上等の収入に応じて市場国間で分配するため、これまでPEを要件としてきた既存のネクサスルールではなく、多国籍企業グループが市場国と「重要かつ持続的な関与」(Significant and Sustained Engagement)を持つことを新たなネクサスルールとし、新しいネクサスが成立する場合に利益Aを市場国に分配する。具体的には、ADSについては、当該市場国における利益Aの対象となる多国籍企業グループの収入が一定の基準額を超えている場合、CFBについては、同条件に加えて、さらに重要かつ持続的な関与を示す追加条件を満たす場合にネクサスが成立するとしている¹⁶。なお、CFBの追加条件は、当該市場国におけるPEの存在等が検討されている。また、各市場国における多国籍企業グループのADSおよびCFBの売上等の収入を特定するため、物理的拠点を根拠とせずに各市場国において収入が生じたものとみなすための源泉地ルール(Revenue Sourcing)がADSおよびCFBそれぞれにおいて提案されている。原則としてADSは利用者の所在地を源泉地とし、CFBは消費者への最終配送地を源泉地とすることが提案されている。

(d) 利益 A の算定・配分および二重課税の排除

課税算定ルールとしては、まず、利益Aは、IFRSのほか、日本や米国の一般に公正妥当と認められる適格な会計基準にもとづいて作成された連結グループの財務諸表の税引前利益を利用することとされている。そのうえで事業や地域別のセグメント単位での算定の要否¹⁷や損失繰越の可否を判定のうえ、市場国間の利益配分を算出することとなる。

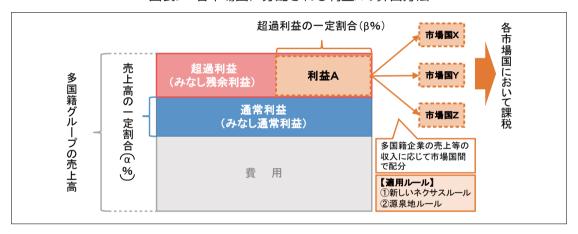
具体的には、図表9のとおり、多国籍企業グループ全体の売上高の一定割合(みなし通常利益率(α %))を乗じたものを通常利益とみなし(みなし通常利益)、それを超える利益を超過利益とみなして(みなし残余利益)、その超過利益の一定割合(市場配分比率(β %))が利益Aとされ、PEの有無によらず「(c)」で特定した各市場国における多国籍企業のADSおよびCFBの売上等に応じて市場国間で配分されることとなる。ブループリントでは、みなし通常利益率や市場配分利益率の具体的な割合は未だ決定されていないが、前者を8~25%(8%、10%、15%、20%、25%)、

¹⁶ ブループリントには当該基準値の閾値は明記されていない。ただし、脚注12のOECDの経済的影響分析による推計結果では、ADSの閾値を100万ユーロ、CFBの閾値を300万ユーロとして推計を行っている。

¹⁷ 連結グループの財務諸表の税引前利益を、利益Aの対象事業であるADS、CFBおよびその他の事業に分別 (Segmentation)し、利益Aの対象となる利益を抽出する必要があるが、この分別は複雑な作業となること から、一定の基準を満たした多国籍企業グループについては、こうした事業や地域別のセグメント単位で の算定は不要としている。

後者を $10 \sim 30\% (10\%, 20\%, 30\%)^{18}$ とする例が示されている。こうして各市場国に利益Aが分配され、市場国において課税されることになる。

なお、利益Aの市場国での新たな課税により、すでに既存税法により市場国で残余利益が計上されている場合に、一定額について利益Aの配分対象外とするセーフハーバーが提案されているとともに、独立企業原則にもとづく既存の利益配分ルールと重複し、二重課税が発生する可能性があることから、これを解消する方法として、利益Aが課税される法人を特定したうえで課税管轄ごとに外国税額控除方式または国外所得免除方式を採用・適用することが提案されている。



図表9:各市場国に分配される利益Aの算出方法

c 利益 B

利益Bは、市場国に所在する多国籍企業グループのPEが当該グループのために行う商品の基本的販売・マーケティング活動に対する対価として定義されており、図表10のとおり、市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原則にもとづき一定の課税権を市場国に保証するものであり、新たな課税権を付与するものではない。小規模な途上国における移転価格管理を簡素化するとともに課税の確実性を高め、販売活動に関連した税務上の紛争を減らすことを目的として、一定比率の固定利益を配分するとされている。

¹⁸ みなし通常利益率以下の利益水準となる多国籍企業グループについては、みなし残余利益がないことから、市場国に分配する利益Aが存在しないことになる。ブループリントでは、例示したそれぞれのみなし通常利益率での①対象となる企業数および②みなし残余利益を推計している。具体的には、みなし通常利益率8%の場合:①約990社、②6,000億米ドル、10%の場合:①約780社、②4,900億米ドル、15%の場合:①約430社、②2,900億米ドル、20%の場合:①約240社、②1,700億米ドル、25%の場合:①約150社、②1,000億米ドルとなっている。これにさらに、市場配分率を乗じたものが利益Aとなる。脚注12のOECDの経済的影響分析による推計結果では、みなし通常利益率10%、市場配分率20%とした場合の推計値となっている。

適用対象となる「基礎的販売・マーケティング活動」は、「日常的な販売機能を有する流通事業者であって、流通事業を行う過程で日常的な資産を使用し、日常的なリスクを引き受けるもの」とされており、対象企業が果たす典型的な機能、所有する資産および引き受けるリスクに関するポジティブリストおよびネガティブリストが提案されている。

≪市場国≫ ≪企業所在地国≫ 販売子会社等の収入(市場国) ブランド等の 無形資産が 要なビジネス (市場国が利益B以上に 多国籍企業 課税しようとする場合) 効果的な紛争解決メカニズム 場国における収入 利益B 市場国と企業の 紛争が多発 費用等 基礎的な販売活動に 〇%の利益を保証 売子会社の適切な 利益の算定が困難

図表10: 利益Bのイメージ

(出所)財務省(2020)

d 課税の確実性

上記の利益Aおよび利益Bの確実性を高める手段として、効果的な紛争防止・解決手続が提案されている。

特に利益Aについては、新たなルールとなることから、紛争防止のための審査委員会や裁定委員会の設置、標準化された申告書や文書の作成提出手続、多国籍企業による事前確認の申立てに対する審査手続等が提案されている。関係する税務当局をメンバーとする審査委員会が審査・承認した場合には、その結果について強制力および拘束力を持つこととされている。

また、利益Bについては、利益B自体が紛争を減らすことを目的に設計されている ものではあるが、仮に紛争が発生した場合には強制力および拘束力のある紛争解決手 続が利用可能とすることが提案されている。

② 第2の柱 (軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入)

a 概要

第2の柱は、各国の法人税率引下げ競争、いわゆる「底辺への競争」の結果引き起こされている無税または低税率国への利益移転というBEPSの残された課題に対処する

ため、国際的に合意された最低税率を導入し、全ての多国籍企業グループが、親会社や活動場所にかかわらず、「軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得を、『親会社等の所在する国等において』、最低税率まで追加課税する」ことを提案するものである。注意したいのは、「最低税率の導入」は、各国に最低税率を課すことではない点である。これは、各国の課税権は残しつつ、最低税率を下回る実効税率が課されている所得について、各国が追加的な課税権を有するこれまでにない新たな制度となっている。現状、最低税率は確定しておらず、各国による政策的合意が必要な事項となっているが、設例やOECDによる経済的影響分析では10~12.5%の税率19が用いられている。なお、米国のGILTIについては、GloBEといくつかの面で相違があるものの、目的は同様であり重複する部分もあることから、GILTIをIIRと同様に取り扱う理由があるとしているが、第2の柱とGILTIの共存については政治的な合意での対応が必要としている。

第2の柱は図表11のとおり、GloBEルールと租税条約の特典否認ルール(STTR: Subject To Tax Rule)によって構成される 20 。以下、それぞれの要素の概要を説明する。

図表11:第2の柱の構成要素

構成要素	内 容
GloBEルール	所得合算ルール(IIR:Income Inclusion Rule) ⇒軽課税国にある子会社等に帰属する所得について、親会社の国で最低税率まで課税する制度 軽課税支払ルール(UTPR:Undertaxed Payments Rule) ⇒軽課税国の親会社等へ支払いを行っている子会社等に対してその支払会社の国で最低税率まで課税する制度
租税条約の特典否認 ルール(STTR)	⇒支払受取者の所在地国が軽課税の場合に、条約上の特典を否認し、支 払会社側の国で最低税率まで源泉徴収を行う制度

(出所)財務省(2020)から作成

b GloBE ルール

GloBEルールは、図表11のとおり、①「所得合算ルール」(IIR)および②親会社がIIR を導入していない場合のバックストップとしての「軽課税支払ルール」(UTPR: Undertaxed Payment Rule)で構成される。IIRは、図表12および13のとおり、多国籍企業グループの軽課税国にある子会社等に帰属する所得について実効税率が最低税率

¹⁹ 脚注13のOECDの経済的影響分析による推計結果では、12.5%として推計を行っている。

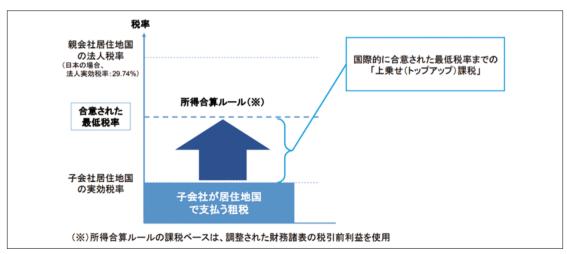
²⁰ 当初、GloBEが提案された2019年2月の市中協議文書においては、GloBEの構成は、IIRおよび税源浸食支払課税(Tax on Base Eroding Payments)となっており、税源浸食支払課税は軽課税支払ルール(UTPR: Undertaxed Payments Rule)および租税条約特典否認ルール(STTR: Subject To Tax Rule)で構成されていたが、その後の検討を踏まえ、構成が変更されている。

未満となっている場合に、親会社の国で最低税率まで課税する制度となっている。また、課税国の支店の所得については、スイッチオーバールール(SOR: Switch-Over Rule)により国外所得免除方式を外国税額控除方式に切り替えて課税することが提案されている。UTPRは、図表12のとおり、親会社がIIRを導入していない場合のバックストップとして、軽課税国の親会社等へ支払いを行っている子会社等に対して損金算入の否認等によりその支払会社の国で最低税率まで課税する制度となっている。

≪A国(通常の税率)≫ ≪B国(軽課税国)≫ 子会社等の所得を最低税率まで課税 所得合算ルール 各国で上げた 収益を軽課税国 に帰属 子会社等 親会社 子会社等の所得 AI 税務当局 使用料等の支払い 子会社等による軽課税国への を通して軽課税国 軽課税支払ルール に利益を移転 支払いに対して課税 親会社等 使用料等の支払 関連企業 子会社等 AE 税務当局

図表12: GloBEのイメージ

(出所)財務省(2020)



図表13:IIRのイメージ

(出所)財務省(2020)

GloBEルールの適用対象は、移転価格税制に関する国別報告書(CbC Report)における定義を用いた多国籍企業グループで、7億5,000万ユーロ以上の連結総収入があるグループとされている。実効税率は、対象税額を税引前利益で除すことで計算される(実効税率=対象税額/税引前利益)。分母の計算は、親会社が連結財務諸表を作成する際に使用する財務会計基準を適用して、各エンティティ単位で算出することが提案されており、IFRSのほか、日本や米国の一般に公正妥当と認められる会計基準も適用可能となっている。また、実効税率の計算において、ある一定の単位で各事業体の重課税所得と軽課税所得を通算(ブレンディング)する必要があるが、国・地域単位でのブレンディングが提示されている。その他、実効税率の計算におけるコンプライアンス上の負担軽減の観点から、適用除外等に関する簡略化措置21も提案されている。

c STTR (Subject To Tax Rule)

STTRは、軽課税の支払いに対して源泉徴収税の免除や低減等の租税条約上の恩恵を付与しないとするものである。関連者間の利子やロイヤリティ等の税源浸食的な支払いに限って適用され、支払会社側の国で最低税率まで源泉徴収を行うものとなっており、GloBEよりも優先して適用されるものとなっている。

3. 各国におけるデジタルサービス税(DST: Digital Service Tax)の導入等に係る動き

上記のとおり、OECDを中心として経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る検討が進められている一方、各国でもDSTの導入等の独自の動きがある。ここでは、各国の動き等について概説する。

米国については、OECDでの経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る検討が進む中、2017年12月に成立したトランプ税制改革において租税回避への対応策として、米国企業の海外に所在する無形資産に由来する所得を対象に最低税率を課すGILTIや、国外へのアウトバウンド支払いを使った利益移転や内国法人が外国法人の子会社となるインバージョンによる軽課税国の所得移転に対抗するために最低税率を課す税源浸食・濫用対策税(BEAT: Base Erosion and Anti-abuse Tax)等が導入された²²。また、前述のとおり、OECDの議論においては、多くのHDBを行う企業が米国に本拠地を置くことを踏まえ、第1の柱においてHDBのみを対象としないことを主張するとともに、2019年12月には、OECDに対して第1

²¹ 具体的には、①国別報告書(CbC Report)の情報を利用して計算した実効税率に関するセーフハーバー(ESR safe-harbor)を設定する(同方法によって計算された実効税率が一定値を超える場合は追加課税の対象としない。なお、一定値は最低税率よりも高い可能性もあり。)、②多国籍企業グループの税引前利益の全体利益に占める割合が一定水準に満たない国、地域を実効税率の計算対象から除外する、③ある国の実効税率が一定水準を超えている場合に、翌3~5年間における実効税率の計算を不要とする、④実効税率の算定から除外できる低リスク国をガイドラインで指定する措置が提案されている。

²² 陣田直也(2020)。

の柱の枠組みをセーフハーバーとする提案を行っている。なお、後述する各国のDSTに対しては、米国企業を狙い撃ちしたものとして導入撤回を求めるとともに、対抗措置としての追加関税およびOECD等の議論からの離脱を示唆した。

一方、欧州では、各国の要望を踏まえ、欧州委員会は、2017年9月のデジタル単一市場構想に向けた税制上の課題に係る政策文書の公表を皮切りに、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関する本格的な検討を開始した。そして、2018年3月に欧州委員会によるデジタル課税指令に関する提案が公表された。これは新たなネクサスと利益配分方法を提案する中長期的な見直しと、一定の条件を満たすデジタルサービスについてDSTを課す短期的な見直しを提案するものとなっていた。この提案をもとに合意に向けて議論が行われたが、アイルランド等の一部加盟国の根強い反対により、2019年3月にEUレベルでの合意を断念し、OECDの議論を通じて国際協調による解決を目指す方針を発表した。その他、図表14のとおり、欧州を中心に一部の国や地域では、国際合意にもとづく解決策がない限りにおいては、デジタル化に伴う課税上の課題に対する懸念に対処するため、暫定的措置を導入するという立場を採用しており、国内法による独自のDST等の導入やその検討の動きが広がっている。

OECDの議論を待たずに各国が独自のDST等の導入を進める背景としては、国際合意やその後の制度開始に至るまでに依然として相当な時間を要することが想定されることや、悪化する財政状況の中で財源を調達したいという各国の事情、新型コロナウイルス感染症による更なる財政状況の悪化と経済のデジタル化の進展、自国で収益を上げているにもかかわらず課税がされない多国籍企業と課税される国内企業の競争上の格差を是正すべきという社会的な要請等がある。

国際合意に向けた進展が見られない場合には、より多くの国や地域がこうした動きに追随することが予想され、国際課税の不確実性がさらに高まることから、2020年10月のOECDの声明では引き続き2021年半ばの国際合意に向けて交渉を続けていくことが示されている²³。

²³ ブループリントと同時に公表されたOECDの経済的影響分析では、第1の柱および第2の柱の採用を含む国際合意のシナリオは、各国がDSTを取り下げ、将来にわたってDST等を導入しないことを確約することを想定している旨が明記されている。

図表14:DST等の暫定的措置に関する諸外国の主な動き(2020年10月時点)



欧州 デジタルサービス税



フランス デジタルサービス税

- ・2019年3月、EU での合意を一旦断念。
- ・2020年5月、新型コロナウイルスの復興計画 案において、財源としてデジタルサービス税 の検討を表明。
- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2019年7月施行。同措置に反対する米国に配 慮し、徴税を2020年末まで延期。



イタリア ウェブ税



■ オーストリア デジタル広告税

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ·2020年1月施行。

- ・域内のオンライン広告売上に5%課税。
- ・2019年10月法案が可決。2020年1月施行。



スペイン デジタルサービス税



チェコ デジタル税法案

- ・対象ビジネスの域内売上に3%を課税。
- ・2020年10月法案を議会で可決。2021年1月 施行予定。
- ・対象ビジネスの域内売上に5%を課税。
- ・2020年に連立与党合意。2021年からの施行を 目指す。



✓ 英国 デジタルサービス税



トルコ デジタルサービス税

- ・対象ビジネスの域内売上に2%を課税。
- ・2020年4月から適用。

- ・対象ビジネスの域内売上に 7.5%課税。
- ·2019年12月公布。2020年3月施行。



インド 平衡税



インドネシア デジタル取引税

- ・2016年6月から外国法人に支払うオンライン 広告等の支払いに6%を源泉徴収。
- ・2020年4月から新たにEコマースの提供等を 行う外国法人の収入に2%を課税。
- ・外国のデジタル企業に対して所得税または電 子取引税を課税。2020年5月法案が可決。
- ・今後、税率等詳細を公表予定。

(出所)財務省(2020)から作成

Ⅲ.わが国の国際課税制度の変遷

本節では、わが国における国際課税制度の概要を概観したうえで、それにもとづくわが国の 税制上の対応等について概説する。

1. わが国における国際課税制度の概要

わが国の国際課税制度は、「居住者・内国法人に対しては居住地主義²⁴に基づき全世界所得に課税し、非居住者・外国法人に対しては源泉地主義²⁵に基づき国内源泉所得に課税する」²⁶という考え方にもとづき、自国の課税権の確保や国際的二重課税の排除を目的に、所得税法や法人税法等の国内法等の整備を行ってきた。具体的には、自国の課税権を確保するための措置として、外国法人課税、外国子会社合算税制、移転価格税制および過大支払利子税制等を導入するとともに、国際的な二重課税の排除の措置として、外国税額控除制度および外国子会社配当益金不算入制度を導入している。また、国内法の整備のほか、租税条約を締結することにより、条約締結国間における課税権の調整や国際的二重課税の排除について、共通の課税ルールを定めている(図表15)。

 国際課税
 自国の課税権の確保
 外国子会社合算税制

 移転価格税制
 過大支払利子税制

 租税条約
 外国税額控除制度

 外国子会社配当益金不算入制度
 租税条約

図表15:わが国における国際課税制度に係る制度の概要

(出所)政府税制調査会(2000)から作成

自国の課税権を確保するための措置について、わが国では BEPS プロジェクト以前から国内法の整備を行っていたものの、2015 年の BEPS 最終報告書を受け、更なる見直しを実施

²⁴ 企業・個人の居住地が課税権を持つという考え方。

²⁵ 企業・個人の所得が生じた源泉地が課税権を持つという考え方。

²⁶ 増井良啓・宮崎裕子(2019)。

してきた。また、昨今の経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する OECD における議論の動向を踏まえ、与党 2020 年度税制改正大綱等において、経済のデジタル化への国際課税上の対応に関する基本的考え方が取りまとめられている。以下「2.」においては、わが国の BEPS 最終報告書を受けた対応や、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する OECD における議論の動向を踏まえた基本的考え方について概説する。

また、国際的二重課税の排除の方法についても、企業の海外進出等の実態に伴いその制度 内容を改正してきた。「3.」において現行制度に至るまでの流れ等を概説する。

2. BEPS に対するわが国税制の対応

「II. 2」のとおり、2015年にOECDが15の行動計画からなる最終報告書を取りまとめた。 わが国では、図表16のとおり、同報告書の勧告を受けた国内法制化等を順次進めてきた。

まず、2015年度税制改正では、BEPSプロジェクトで検討が早く進んでいた行動1(電子経済の課税上の課題への対処)のうちの消費課税および行動2(ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化)の対応を同報告書の公表に先立ち実施した。具体的には、行動1については、国境を越えた役務提供に係る消費課税のあり方として仕向地主義²⁷を導入し、行動2については外国子会社配当益金不算入制度の対象から、支払側で損金算入が可能である配当等の額を除外した。

なお、行動1における法人課税については、「II.」で概説したとおり、現在具体的な検討が行われている。わが国では、OECDにおける経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応状況を踏まえ、与党2020年度税制改正大綱において、経済のデジタル化への国際課税上の対応に関する基本的考え方が取りまとめられ、同2021年度税制改正大綱においても、同考え方に沿って引き続き国際的な議論に貢献し、国際的な合意に向けて主導的な役割を果たすことが重要であるとしている。

2016年度税制改正では、行動13(多国籍企業の企業情報の文書化)の国内法制化が行われ、直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円以上の多国籍企業グループに対して、マスターファイル(事業概況報告書)および国別報告書を税務当局に提出することが義務付けられたほか、直前の事業年度の一の国外関連者との取引金額が50億円以上、または無形資産取引金額が3億円以上の取引がある法人に対しては、ローカルファイル²⁸の作成・保存を求める「同時文書化義務」が課された。

2017年度税制改正では、行動3(外国子会社合算税制の強化)を踏まえた対応を行った。わが国の外国子会社合算税制は、BEPS最終報告書の勧告内容と平仄が合っていた一方、以前

²⁷ 消費される仕向地に課税権があるとする原則。

²⁸ 独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類。

からトリガー税率に起因する過大合算²⁹や過少合算³⁰の問題があったことから、基本的な枠組みは維持しつつ、同問題等への対応を行った。具体的には、トリガー税率を廃止し、租税負担割合が20%であってもペーパーカンパニー等に該当する場合は合算の対象とすること、および経済活動の実態のある事業からの能動的所得は、外国子会社の租税負担割合にかかわらず合算対象外とすること等の措置が講じられた。また、企業の海外進出の実態に合わせ、2018年度税制改正から2020年度税制改正にかけても随時制度の見直しが行われている。

2018年度税制改正では、行動7(恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止)や行動7にもとづくBEPS防止措置実施条約を踏まえ、外国企業がPE認定されない活動のみをあえて行うこと等による租税回避に対応するために、国内法上のPEの範囲を国際的なスタンダードに合わせた³¹。

2019年度税制改正では、行動4(利子控除制限ルール)にもとづいた既存の過大支払利子税制の厳格化を行った。具体的には、損金不算入となる支払利子の範囲にこれまでの国外関係者に加え、国外非関連者も含めること、損金算入可能な支払利子額の基準値を調整所得金額の50%から20%に引き下げること等の措置が講じられた。その他、行動8(無形資産取引に係る移転価格ルール)~行動10(他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール)への対応として、2017年に改訂されたOECDの移転価格ガイドラインを踏まえ、所得相応性基準³²の導入や、無形資産取引に対する価格算定方法として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法³³の導入が行われた。

また、多数国間協定の策定を求めた行動15(多数国間条約の策定)について、わが国では、2017年6月に多数国間条約に署名のうえ2019年1月1日に同条約が発効したことにより、行動6(租税条約の濫用防止)および行動14(相互協議の効果的実施)等への対応も完了した。これにより、現在、BEPS最終報告書の勧告内容のうち、国内法制化や国内法改正が行われていない勧告は行動12(義務的開示制度)のみとなっている³⁴。

²⁹ 事業実態がある場合でも外国子会社の租税負担割合が20%未満であれば親会社所得に合算すること。

³⁰ 事業実態がない場合でも外国子会社の租税負担割合が20%以上であれば制度の適用外とすること。

³¹ 具体的には、支店PEに製品の保管・引渡しを行う施設を追加することや、代理人PEに契約の締結をする者に加え、契約締結のために反復して主要な役割を果たす者も追加すること等が定められた。

³² 評価困難な無形資産について、事前予測と事後実績が乖離した場合、事後実績にもとづいて価格を再評価するアプローチのこと。

³³ 資産が将来生み出すフリー・キャッシュフローを予測し、リスクを反映した割引率をもとに現在価値を換算するという資産の評価方法。

 $^{^{34}}$ 同制度については、与党2019年度税制改正大綱において「『BEPSプロジェクト』における勧告や諸外国の制度・運用実態等を踏まえ、制度導入の可否等につき引き続き検討を進める」とされている。

図表16:BEPS行動計画とわが国の対応

※「分類」:ミニマム・スタンダード:MS、既存スタンダードの改正:既存改正、共通アプローチ:共通、ベスト・プラクティス:BP

	行動	助計画	内容	分類	わが国の対応
1)課税上の課題へ	電子商取引等の電子経済に対する直 接税・間接税の課税上の課題への対 応を検討	— (注1)	・2015年度税制改正 (国境を越えた役務 の提供に対する消費 課税の見直し)
2	2 ハイブリッド・ミスマッチ 取極めの効果の無効化		金融商品や事業体に関する複数国間 における税務上の取扱いの差異(ハ イブリッド・ミスマッチ)の効果を 無効化するため、国内法上・租税条 約上の措置を検討	共通	・2015年度税制改正 (外国子会社配当益 金不算入制度の適正 化)
3	外国子会社	上合算税制の強化	軽課税国等に設立された外国子会社 を使ったBEPSを有効に防止するため、 適切な外国子会社合算税制を設計	ВР	・2017年度税制改正等 (既存の外国子会社 合算税制の改正)
4	利子控除制	限ルール	相対的に税負担の軽い国外関連会社 に過大に支払われた利子について損 金算入を制限するルールを検討	共通	・2019年度税制改正 (既存の過大支払利 子税制の厳格化)
5	5 有害税制への対抗		各国優遇税制の有害性を経済活動の 実質性から判定するための新基準お よび制度の透明性を高めるための新 基準を検討	MS	・既存の枠組みで対応
6	6 租税条約の濫用防止		条約漁り(第三国の居住者が不当に 条約の特典を得ようとする行為)を はじめとした租税条約の濫用を防止 するため、OECDモデル租税条約の 改定および国内法の設計を検討	MS	・BEPS防止措置実施条 約で対応
7	恒久的施 人為的回避		PE認定の人為的な回避に対処する ためOECDモデル租税条約のPEの 定義について修正を検討	既存 改正	・BEPS防止措置実施条 約で対応 ・2018年度税制改正 (PEの範囲の厳格化)
		無形資産取引に 係る移転価格 ルール	適正な移転価格の算定が困難である 無形資産を用いたBEPSへの対応策 を講じるため、OECD移転価格ガイ ドラインの改訂等を検討	既存改正	・2019年度税制改正 (所得相応性基準の 導入、無形資産取引 に対する価格算定方 法の整備)
	移転価格 税制と価 値創造の 一致	は制と価 係る移転価格	と価 ダスクと資本に 転、適度な資本の配分等によって生 野告の 係る移転価格 じるBEPSの防止策を講じるため、		
		他の租税回避の 可能性の高い取 引に係る移転価 格ルール	OECD移転価格ガイドラインの改訂 等を検討		
11	l BEPSの規模・経済的効果 の分析方法の策定		BEPSによる法人税収の逸失規模について、データの評価・指標の抽出・ 分析方法の策定を実施	— (注2)	・OECD等で対応
12	12 義務的開示制度		プロモーターおよび利用者が租税回 避スキームを税務当局に報告する制 度(義務的開示制度)を検討	BP	・制度導入の可否を検 討

行動計画		内容	分類	わが国の対応
13	多国籍企業の企業情報の文 書化	共通様式にもとづいた多国籍企業情 報の報告制度を検討	MS	・2016年度税制改正(移 転価格税制に係る文 書化制度等の導入)
14	相互協議の効果的実施	租税条約に関連する紛争を解決する ためのより実効的な相互協議手続を 検討	MS	・既存の枠組みで対応 ・BEPS防止措置実施条 約で対応
15	多数国間協定(BEPS防止 措置実施条約)の策定	世界で約3,000本以上ある二国間租税条約にBEPS対抗措置を効率的に反映させるための多数国間協定を検討	— (注3)	・BEPS防止措置実施条 約で対応

注1:消費課税に関する勧告は行われたが、法人課税に関する勧告がないため分類なし

注2:BEPSによる法人税収の逸失規模に関するレポートであるため分類なし

注3: 租税条約の改訂に関する勧告に関する実施手続きを定めたものであるため分類なし

(出所)国税庁ウェブサイト、遠藤克博他(2020)から作成

3. 国際的な二重課税排除

(1) 国際的な二重課税の発生とその排除方式

居住地国が国際的な二重課税を排除する方式として、外国税額控除方式と国外所得免除方式の2つがある。前者は、全世界所得課税を行ったうえで、国外源泉所得については源泉地国で課税された法人税を税額控除する制度であり、居住者が国内投資をするか、国外投資をするかの選択に当たり、税制が中立的である資本輸出中立性の考えにもとづくものである。後者は、課税対象を国内源泉所得に限定するテリトリアル課税であり、居住地国が国外源泉所得を課税から免除する制度であり、源泉地国において国外からの投資と国内からの投資が等しく課税される資本輸入中立性の考えにもとづくものである(図表17)。

国際的な 外国税額控除方式 国外所得免除方式 二重課税排除方式 課税方式 全世界所得課税 テリトリアル課税 資本輸入中立性 自国税務当局 外国税務当局 自国税務当局 外国税務当局 (居住地国) (居住地国) (源泉地国) (源泉地国) 課税 課税 課税 課税 課税なし 課税 イメージ図 国内源泉所得 国外源泉所得 国内源泉所得 国外源泉所得 外国税額控除で源泉地国で 二重課税 二重課税は発生せず 発生 課税された法人税を税額控除

図表17:外国税額控除方式と国外所得免除方式の概要図

主要各国は、上記考えや各国の状況に応じて、外国税額控除方式と国外所得免除方式を織り交ぜた制度を採用している(図表18)。

図表18:主要国の国際的な二重課税排除方式

国名	外国子会社配当	外国子会社株式譲渡損益	国外支店
日本	国外所得免除方式	外国税額控除制度	外国税額控除制度
米国	国外所得免除方式	外国税額控除制度	外国税額控除制度
英国	国外所得免除方式	国外所得免除方式	外国税額控除制度 国外所得免除方式(選択制)
フランス	国外所得免除方式	国外所得免除方式	国外所得免除方式
ドイツ	国外所得免除方式	国外所得免除方式	外国税額控除制度 国外所得免除方式(租税条約締結国)

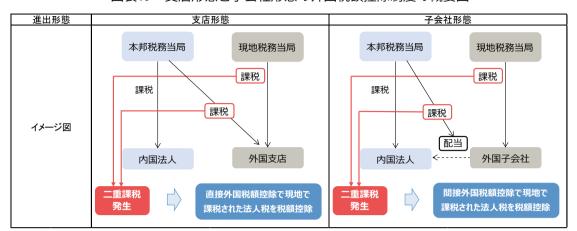
(出所) PwC(2013)、Hugh J. Ault 他(2019) から作成

わが国では、全世界所得課税を原則としたうえで、国外支店および外国子会社株式譲渡 損益については外国税額控除方式を、外国子会社配当については国外所得免除方式の考え にもとづく外国子会社配当益金不算入制度を採用している。同枠組みは、2009年度税制 改正により整備されたものであり、それ以前は、外国子会社配当に対しても外国税額控除 方式を適用していた。現行制度の導入に至る流れについて「(2)」以下で概説したい。

(2) 外国税額控除制度の導入について

わが国では、日本法人の海外活動を促進するために、1953年度税制改正において国際 的な二重課税排除方式として外国税額控除制度が創設された。

創設当初の同制度は、内国法人が外国に納付した外国法人税をわが国の税額から控除する直接外国税額控除制度のみが創設され、内国法人の外国子会社が外国に納付した税額を、その内国法人が納付した外国税額とみなしてわが国の税額から控除する間接外国税額控除は導入されていなかった。そのため、外国への進出形態として、子会社形態を選択した場合は、国際的な二重課税が発生する場合があり、支店形態よりも税負担が重くなる問題があった。具体的には、支店形態で外国へ進出した場合、外国支店利益は利益発生時に所在地国とわが国で課税されるが、二重課税が生じた部分には外国税額控除が適用される。一方、子会社形態で外国へ進出した場合は、子会社利益は利益発生時に所在地国で課税されるとともに、その利益を外国子会社から内国法人へ配当として還流するとわが国でも課税されるため、配当を還流する場合は国際的な二重課税が生じることとなる。こうした問題を踏まえ、1962年度税制改正により間接外国税額控除制度を導入し、支店による外国への進出と子会社による外国への進出の税制上のイコールフッティングを図った(図表19)。



図表19:支店形態と子会社形態の外国税額控除制度の概要図

また、1963年度税制改正では、控除限度額の計算について、企業のコンプライアンスコスト削減の観点から、所得の生じた国ごとに限度額を計算する国別限度額方式から、国外所得全体を一括して限度額を計算する一括限度額方式に完全に移行したほか、控除余裕額および控除限度超過額について、それぞれ5年の繰越を認める制度を創設した。

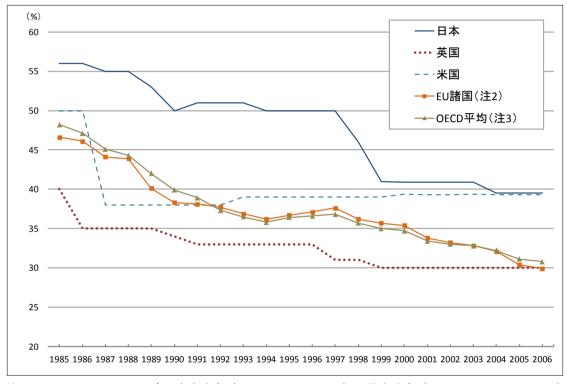
しかし、一括限度額方式は、外国法人税額のうちわが国の法人実効税率を超える高率な部分および外国で非課税とされた国外所得について、本来二重課税が発生していないにもかかわらず控除限度額の余裕額を利用して外国税額控除が可能になる「控除枠の彼此流用」の問題があった。また、繰越期間が長期にわたる場合は、同問題を助長させていた。このため、1988年度税制改正では、彼此流用を低減させるために、外国税額控除制度の抜本的な改正として、濫用防止規定が定められ、控除限度額の制限や控除余裕額および控除限度超過額の繰越期間の短縮等の厳格化が行われた。

その後も適宜見直しが行われたが、2009年度税制改正において、制度の根本を見直す 改正が行われ、間接外国税額控除が廃止される代わりに、外国子会社配当益金不算入制度 が導入された。同制度の導入の背景およびその内容について「(3)」で概説する。

なお、2009年度税制改正後も、適宜見直しが実施されており、2019年度税制改正および2020年度税制改正では、外国税額控除制度の適用範囲を、わが国で所得と認識される金額に課される外国法人税に厳格に限定する措置が講じられている。

(3) 2009 年度税制改正における外国子会社配当益金不算入制度の導入

外国子会社から内国法人への配当への課税に当たり、わが国法人税率が当該子会社の所 在地国よりも高い場合は、間接税額控除制度を利用しても、税率差分について追加的な課 税が生じる。この点、OECD主要国の法人税率が一定程度同水準であった間は、外国子会 社から本邦の内国法人へ配当を行っても、本邦内国法人において起きた追加的な税負担は生じなかった。しかし、21世紀に入り、OECD加盟国間での法人税率の引下げ競争が激化する一方で、わが国の法人税率は高止まりしていた(図表20)。



図表20: 主要国の法人税率 (注1) の推移

注1: OECD Tax Database内の中央政府(central government)と地方政府(sub-central government)の法人所得税の単純合算。非加重平均。

注2:ルクセンブルグを除く

注3:OECD17か国

(出所)OECD(2008)

このことは、国内親会社に配当として資金を還流することをためらわせ、外国で運用することを促すことに繋がると指摘されている。実際、わが国企業において、外国子会社の利益を国内に配当として資金還流させずに海外に留保する傾向が見られ、2000年には5,270億円だった内部留保額が2006年には、3兆2,402億円にまで増加した(図表21)。

海外現地法人の内部留保額及び海外現地法人からの受取配当金の推移 (単位:億円) 35,000 海外現法での 32,402 内部留保額 内部留保残高 30,000 23. 5倍增 約17兆円強 25,000 22.787 21.811 20,000 近年 2~3兆円強 15.000 が海外に留保 海外現法からの 8,622 10.000 6倍增 5.270 5,000 1,37 1.092 O (年度) 2001 2002 2003 2004 2005 2006

図表21:外国子会社の内部留保額の推移

(出所)国際租税小委員会(2008)

上記問題点を踏まえ、日本企業がグループ全体の投資戦略や成長戦略の観点から、外国子会社の利益を必要な時期に必要な金額を国内に戻すうえでの税制上の障害を取り除き、効果的かつ合理的なグループ経営を可能とするための事業環境整備を行うために、2009年度税制改正において、間接税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当の一定割合をわが国の課税所得から除外(益金不算入)とする外国子会社配当益金不算入制度を導入した35。なお、同制度の概要は図表22のとおりである。

³⁵ この政策効果として、「日本企業の海外展開を踏まえた国際課税制度の在り方に関する研究会」の「中間論点整理」(2015年10月)では、外国子会社配当益金不算入制度の導入は、内部留保を蓄積してきた外国子会社からの配当の還流を促進し、同制度導入前と比較すると約2倍に増加した、としている。また、長谷川誠、清田耕造(2015)では、「海外子会社の制度変更への反応は内部留保残高の大きさに応じて異なることが明らかになった。より具体的には、前年度内部留保残高が十分に大きく、配当送金能力が高いと考えられる海外子会社が、この制度変更に機敏に反応し、日本の親会社への配当送金を他の子会社と比べてより増加させたことが示された。」としている。

図表22:外国子会社配当益金不算入制度の概要

項目	内 容		
対象税目	法人所得税(法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税)。		
対象所得	対象所得は、外国子会社からの配当のみに限定。支店利益 ³⁶ や投資所得(利 子・使用料) ³⁷ については、従前の外国税額控除制度を継続。		
適用対象子会社の範囲	国内親会社により、発行済株式等の25%以上の株式等を保有されており、 その保有期間が、配当支払義務の確定日以前6カ月以上である外国子会社。		
益金不算入割合	受取配当額の95%。残りの5%は、配当を得るための必要経費としてみなされ、益金に算入。		
源泉税	配当に係る源泉税は直接外国税額控除の対象外とし、損金算入されない。		

Ⅳ. 提言

本節では、「I.」~「III.」の内容を踏まえ、「今後の国際課税制度のあり方」に関して、OECDが公表しているブループリントに対する提言を行う。なお、第1の柱および第2の柱のブループリントは、現在、市中協議のプロセスとなっていることから、ここでは個別の各論に関するものとしてではなく、大局的観点からの提言を行う。

1. 総論として OECD の経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に賛同

- ◇経済のデジタル化の急速な進展により、物理的な拠点を持たない国での事業展開が さらに促進されるとともに、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる 中で、軽課税国へのBEPSリスクも増大することとなった結果、GAFAに代表される 高度にデジタル化された大企業のグローバルビジネスがもたらす超過収益への市場 国での「合法的」な課税漏れに関する問題意識が高まっている。
- ◇2015年のOECDのBEPS最終報告は、基本的には「恒久的施設(PE: Permanent Establishment)なければ課税なし」あるいは「独立企業原則」といった国際課税ルールの原則は維持されているとともに、軽課税国への利益移転への対応という残された

³⁶ 支店利益についても子会社形態と支店形態とのイコールフッティングの観点から対象とすべきとの考え方も提示されたが、支店利益は内国法人自体の国外源泉所得として発生時に課税対象とされているため、海外留保利益の資金還流促進に繋がらないこと、および支店利益の算定に関するOECDの議論が当時終結していなかったことを踏まえ対象外とされた。ただし、金融機関のように、所在地国の規制等により、海外進出に当たり支店を選択せざるを得ない場合も存在することから、今後の国内外の議論の進展度合いによっては、支店利益も対象とするかを含め、今後の中長期的な課題として位置づけられた。

³⁷ 利子や使用料といった投資所得については、所在地国の子会社で損金算入された後に送金されるものであり、外国税額控除制度を適用することがグローバルスタンダードであること等を理由に対象外とされた。なお、その他所得(キャピタルゲイン)については、子会社株式を譲渡すれば、配当利益を実現するのと同じ効果が得られ、一義的には配当と同一という性質を有するが、キャピタルロスをどのように取り扱うべきか整理しなければならないことや、株式を売却するまで課税を繰り延べることができることを踏まえ、対象外とされた。

課題もあり、こうした経済のデジタル化には十分に対応できていない。

- ◇これを踏まえ、OECDが国際的に統一された枠組みとして、第1の柱において、消費者やユーザーがいる市場国で生み出された価値を勘案し、物理的拠点の有無にかかわらない新しいネクサス等にもとづき市場国に対し適切な課税所得を配分する国際課税ルールを策定すること、また、第2の柱において、国際的に合意された最低税率を導入し、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得を、親会社等の所在する国等において最低税率まで課税する国際課税ルールを策定することを試みている。
- ◇この試みは、経済のデジタル化によって助長された国際課税上の課題を解決し、一国主義的な各国のデジタルサービス課税(DST: Digital Service Tax)の導入に伴う課税紛争等の損害を回避しようとするものであるとともに、税収の増加、公平な再配分の観点からも一定程度政策目標の達成が見込まれているものとなっている。そのため、こうした取組みには賛同の意を示したい。

「II.」で見たように、OECDは、2012年にBEPSプロジェクトを立ち上げ、2015年10月にはBEPS最終報告書を公表したが、2015年の最終報告書では積み残しとなっていた主要事項があり、特に行動1(電子経済の課税上の課題への対処)は重要な積み残し案件となっていた。行動1については、法人課税に係る問題について複数のオプションを提示したが、未だデジタル経済は発展段階であり、他のBEPS対抗措置を実施することで対応可能とされた。そして、デジタル経済の進展を今後も引き続き監視していくこととし、2020年までに報告書を作成するとされた。

しかし、その間、デジタル経済は急速に進展し、企業のビジネスモデルは製造・販売・マーケティング等のそれぞれの役割が最適な国・地域で展開され、企業活動が複雑化・多様化しており、物理的な拠点を持たない国での事業展開がさらに促進されることとなった。また、より大量のデータ、情報、ブランド等の無形資産の付加価値が高まるとともに、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、軽課税国へのBEPSリスクも増大することとなった。この結果、GAFAに代表される高度にデジタル化された大企業のグローバルビジネスがもたらす超過収益への市場国での「合法的」な課税漏れに関する問題意識が高まることとなった。

このような状況を踏まえると、2015年のBEPS最終報告書は、基本的には「PEなければ課税なし」あるいは「独立企業原則」といった国際課税ルールの原則は維持されているとともに、軽課税国への利益移転という残された課題もあり、前述のデジタル経済の進展には十分に対応できていない。したがって、OECDが第1の柱および第2の柱のブループリントの公表時の声明で述べているとおり、税制における公正、公平性の観点から、新しく変化しているビジネスモデルに国際的な課税制度を適用するための新たなルールが早急に必要とされていることは明らかである。

これらを踏まえ、OECDは、国際的に統一された枠組みとして、第1の柱において、消費者やユーザーがいる市場国で生み出された価値を勘案し、物理的拠点の有無にかかわらない新しいネクサス等にもとづき、市場国に対し適切な課税所得を配分する国際課税ルールを策定すること、また、第2の柱において、無税または軽課税国への利益移転というBEPSの残された課題に対処するために国際的に合意された最低税率を導入し、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得を、親会社等の所在する国等において最低税率まで課税する国際課税ルールを策定することを試みている。

フランス等一部の国ではDSTの導入およびその検討がされている現状を踏まえると、同声明においてOECDが述べているように、合意にもとづく解決策がなければ、各国が一方的にデジタルサービスに課税する行動等が横行し³⁸、課税紛争や報復的な追加関税の応酬による貿易紛争で損害を受ける可能性が高まり、課税の確実性を損ない、さらにその不確実性から投資が損なわれる恐れがあるというのもまた事実である。

また、同時に公表されたOECDの経済的影響分析において、上記のような最悪のシナリオでは、OECDの新たな枠組みの検討に関して合意に至らない場合、OECDの試算によると世界全体のGDPが年間1%以上引き下げられる可能性すらあることが示唆されており、経済的な面からも国際的に統一された枠組みの構築は重要となっている。

さらに、同経済的影響分析によれば、第1の柱および第2の柱を導入することにより、年間で世界全体の法人税収が最大4%、1,000億米ドル増加することが見込まれ、税収や歳入の増加の観点では政策目標を達成する枠組み案となっている。この点については、第2の柱の税収効果が420~700億米ドルの増加であるのに対して、第1の柱の税収効果が50~120億米ドルと試算されており、第1の柱の税収効果は、「市場国での『合法的』な課税逃れの防止」という命題から想定されるものよりも小さいものに思われる。これは、第1の柱の中心的施策である利益Aの算定において、みなし通常利益率や市場配分比率を使用しており、必然的に限定的な利益の配分になることや、対象企業を限定する全世界収益の閾値が設定されていること等が影響している。しかし、第1の柱を通じて1,000億米ドルが各国に再配分される可能性があるとされており、税の公平性の観点を踏まえた再配分の観点からは政策目標を達成する枠組み案となっている。

これらを踏まえると、今回の試みは、上記のとおり、経済のデジタル化によって助長された 国際課税上の課題を解決し、一国主義的な各国独自のDST導入に伴う課税紛争等よる損害を回 避しようとするものであるとともに、税収の増加、公平な再配分の観点からも政策目標の達成 が見込まれているものとなっている。そのため、こうした取組みには賛同の意を示したい。

ただし、第1の柱の利益Aの適用については、物理的な拠点を持たない企業に関するサービ

³⁸ OECDにおける各国での合意が達成できなかった場合は、日本を含め、DSTの導入を表明していない国が、 その対抗措置として当該国において新たにDSTの導入を表明する可能性も想定される。

スへの課税を行うものであり、これまで形成されてきた国際課税原則である「PEなければ課税なし」の概念を大幅に変えるものであるとともに、第2の柱についても、最低税率の導入という新たな取組みとなっている。これらの新たな取組みを、税の公平性・安定性を維持しながら混乱なく実施に移すためには、次の各論で示す提言を確保することが重要となる。

2. ミニマム・スタンダードとしての導入

- ◇税の公平性・安定性の観点から、全参加国・地域が必ず実施するミニマム・スタン ダードとしての導入が望ましい。
- ◇ミニマム・スタンダードでの導入を行わなかった場合、一部の国が本制度の導入を 見送ることも考えられ、むしろ今回のOECDの提案自体が各国の一国主義的な対応 による混乱を助長し、国際課税の不確実性を引き起こす可能性もある。
- ◇ただし、全参加国・地域での一斉導入は困難であることが想定されることから、少なくともG20の主要国、DSTの導入を表明している国および、いわゆるタックス・ヘイブンがまず始めにミニマム・スタンダードとして導入すべきである。
- ◇また、ミニマム・スタンダードとして運用するために、今回の検討において重要な政策的決定事項となると思われる第1の柱の利益配分率、第2の柱の最低税率等の具体的な水準等については、各国の納得感があるよう、十分な時間をとって確実な政策的決定および合意をすべきである。

2015年のBEPS最終報告書では、各行動計画の勧告の内容は、①ミニマム・スタンダード、②既存スタンダードの改正、③共通アプローチおよび④ベスト・プラクティスに分類されており、特に重要と考えられる事項をミニマム・スタンダートとし、全参加国・地域が必ず実施し、その実施状況のモニタリングを受けることとなっている。

ブループリントでは、第1の柱および第2の柱について、具体的に上記のどのレベルでの導入とするかは明記されておらず、「ブループリントは将来の合意に向けた確固たる基礎を提供するもの」といったことしか明記されていない。税の公平性・安定性の観点からは、今後、各国による合意を経て、全参加国・地域が必ず実施するミニマム・スタンダードとしての導入が望ましい。今回のOECDの声明において各国のDSTの導入による一国主義的な対応による混乱に対する懸念が示されているが、ミニマム・スタンダードでの導入を行わなかった場合、一部の国が本制度の導入を見送ることも考えられ、むしろ今回のOECDの提案自体が各国の一国主義的な対応による混乱を助長し、国際課税の不確実性を引き起こす可能性もある。

ただし、全参加国・地域での一斉導入は困難であることが想定されることから、少なくとも

G20の主要国、DSTの導入を表明している国および、いわゆるタックス・ヘイブン³⁹がまず始めにミニマム・スタンダードとして導入すべきである。なお、その場合、第1の柱については、該当国に親会社を置き、収益基準等の閾値等を満たした企業が対象となり、利益を配分される市場国については特段の制限を設けないかたちとなろう。また、第2の柱についても、該当国に親会社を置き、収益基準等の閾値等を満たした企業が対象となり、その子会社が所在するその他の該当国での実効税率が最低税率を下回った場合に、親会社の国で最低税率まで課税することになろう。

また、ブループリントは市中協議プロセスの段階であるが、今回の検討において重要な政策的決定事項となると思われる第1の柱の定式配分による利益配分率、第2の柱の最低税率等の具体的な水準等については、どのように決定するかは示されていない。これらの水準については、十分な時間をかけて各国による検討を行い、確実な政策的な決定および合意に至るようにすべきである。各国による納得感がないまま強引に導入を進めれば、一部の国が導入を見送り、ミニマム・スタンダードとしての運用が困難になりかねず、それは第1の柱および第2の柱の制度自体の安定性および持続可能性に影響を及ぼすことになる。ただし、これらの閾値の水準等については、現状の情勢を踏まえて決定されるものであることから、情勢が大きく変わった場合には、再度水準等について検討が行われるべきである。

3. ルールのより一層の簡素化

- ◇税の公平性・安定性の観点から、ミニマム・スタンダードとして運用するには、各 国が導入可能となるよう、ルールを簡素化する必要がある。
- ◇第1の柱、第2の柱はともに、これまでの検討経緯を経て、簡素化が図られているものの、実務上の実施の観点からは十分とは言えない。
- ◇仮に導入できたとしても、複雑な制度となった場合の更なるコンプライアンスコストの増加は、企業および税務当局への過度な負担となり、経済活動およびイノベーションを阻害するとともに、税務当局による十分な検証可能性の確保にも影響を及ぼすことになりかねない。

³⁹ OECDは1998年にタックス・ヘイブンの基準として、無税であることや名目的な課税しか行っていない等の4つの基準を定め、当該基準にもとづきタックス・ヘイブンのリストを公表していたが、2001年以降は、タックス・ヘイブンとの対話と協力に重点を置いた基準となっており、実質的なタックス・ヘイブンを定めているとは言い難い。実際、2017年にドイツで行われたG20では、当該基準にもとづく該当国はトリニダード・トバゴ共和国のみが公表されている。したがって、ここではより対象の定義が広いEUが定期的に公表しているリスト(The EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes)等に該当している国および地域で、かつOECDの包摂的枠組みに参加している国が想定される。具体的には、2021年2月時点でEUが公表しているリストは12か国であり、そのうちOECDの包摂的枠組みに参加している国は、アンギラ、ドミニカ国、パナマ共和国、サモア独立国、トリニダード・トバゴ共和国およびセーシェル共和国の6か国となっている。

- ◇また、制度の簡素化は納税者および課税当局に対する当該制度の実効可能性が確保 されるとともに、納税者と当局、あるいは当局間の紛争自体の減少が期待され、制 度の安定運用にも繋がる。
- ◇このため、本制度の導入に当たっては、より簡素な制度とすべきである。
- ◇また、経過措置の導入についても検討すべきである。

税の公平性・安定性の観点から、ミニマム・スタンダードとして運用するには、各国が導入 可能となるよう、できるだけルールを簡素化する必要がある。

OECDのこれまでの検討において、簡素化を図る努力は行ってきている。例えば、第1の柱の利益Aの算定に当たり、これまでOECD移転価格ガイドライン等で世界的な合意形成の困難性等を理由に、OECDとして明確に反対してきた定式配分の導入はその最たる例だろう。また、利益Aの算定に当たり、全世界での連結収益が7億5,000万ユーロの閾値を設定するとともに、対象事業の国外収益に関するデミニマステストの閾値を設定することで、対象となる多国籍企業グループを限定することが検討されている。さらに、その対象範囲から銀行、保険および資産運用といった金融サービス事業等の除外も提案されている。第2の柱についても、GloBEの適用を連結総収入金額が7億5,000万ユーロ以上である多国籍企業グループに限定するとともに、実効税率の計算における簡素化の諸措置も提案されている。加えて、第1の柱の利益A、第2の柱ともに、IFRSのほか、日本や米国の一般に公正妥当と認められる会計基準が適用可能となっている等、一定程度の実務への配慮も見える。

それでもなお、現状のOECD案は複雑であり、実務上の実施の観点から簡素化が十分とは言えない。また仮に導入できたとしても、第1の柱および第2の柱はともに新たな取組みであることから追加のコンプライアンスコスト⁴⁰が当然にして発生するが、複雑な制度となった場合の更なるコンプライアンスコストの増加は、企業および税務当局への過度な負担となり、経済活動およびイノベーションを阻害するとともに、税務当局による十分な検証可能性の確保にも影響を及ぼすことになりかねない。また、簡素な制度とすることは、コンプライアンスコストを低減するだけではなく、納税者および課税当局に対する当該制度の実効可能性が確保されるとともに、納税者と当局、あるいは当局間の紛争自体の減少が期待され、制度の安定運用にも繋がる。これらを踏まえ、本制度の導入に当たってはより簡素な制度とすべきである。

なお、簡素化の検討に当たっては、例えば、第1の柱については、ブループリントでも検討の一つとして挙げられているように、利益Aの対象となる多国籍企業グループを特定するため

⁴⁰ 第1の柱については、法人単位にもとづいてきた現行制度と並行して、連結財務諸表を利用した全世界超過収益の計算が導入されることによる追加の事務負担、第2の柱においては、実効税率を計算する際の通算(ブレンディング)において国・地域単位で実施することによる追加の事務負担、また、第1の柱および第2の柱に共通して、財務会計数値を税務目的の数値に置き直すことによって生じる追加の事務負担等が考えられる。

の閾値等を、施行後数年間は高めに設定すること等が挙げられる。また、第2の柱については、これまでの既存のBEPSの行動計画にもとづいた制度(行動3(外国子会社合算税制の強化)、行動4(利子控除制限ルール)、行動5(有害税制への対抗))を踏まえると重複感があることから既存ルールと第2の柱の選択的な運用等も検討の対象となると思われる⁴¹。

また、上記に加えて、今回の制度はこれまでの概念や制度を大きく変更するものであること から実務に配慮し、その実施に当たっては経過措置の導入も検討すべきである。

4. 実効性を伴う二重課税の排除および紛争予防・解決

- ◇第1の柱および第2の柱は、これまでの概念を変えるとともに新しい取組みであることから、二重課税の排除および防止が重要となる。
- ◇第1の柱においては、既存税制との併存を踏まえた二重課税を排除するためのメカニズムの提案が行われているが、そういったメカニズムがあったとしても二重課税が発生する可能性があることから、二重課税が実際起きた際に発生する紛争を解決するあるいは事前に紛争が起きることを予防する措置が重要となる。
- ◇ブループリントでは、第1の柱および第2の柱のそれぞれにおいて、紛争予防・解決に関する提案がなされているものの、既存ルールの紛争予防・解決制度はうまく機能しているとは言い難い。ブループリントで提案されている紛争予防・解決の内容が各国で足並みが揃って導入されない場合には、二重課税の発生が避けられず、税の公平性・安定性の維持が困難になりかねないことから、各国が責任を持ってコミットすべきである。

第1の柱および第2の柱は、これまでの概念を変えるとともに新しい取組みであることから、 二重課税の排除および紛争予防・解決が重要となる。

第1の柱の利益Aに関するネクサスは、これまでの国際課税ルールの原則である「PEなければ課税なし」や独立企業原則から乖離しており、PEの有無にかかわらず多国籍企業グループが市場国と「重要かつ持続的な関与」を持つこととされている。したがって、利益Aの分配による市場国の課税権の付与と既存税制により二重課税が発生する可能性があり、そうした二重課税を排除するためのメカニズムが必要となっているため、「Ⅲ.」で見たとおり、その点についてブループリントの中で二重課税の排除に関する提案が行われている。具体的には、市場国への利

^{41 2015}年BEPS最終報告書の行動計画は、上記のとおり全てがミニマム・スタンダードとして設定されておらず、世界各国で導入が完了しているわけではないことから、仮に既存制度と第2の柱の選択的適用とした場合でも、一定程度のミニマム・スタンダードとしての導入は担保されることになる。なお、OECDに対する民間経済界の諮問機関であるBusiness at OECD(BIAC)は、本市中協議文書へのコメント(Business at OECD (2020))の中で、BEPSプロジェクトの完全実施の効果が測られておらず、第2の柱の導入は時期尚早であると述べている。

益Aの分配と既存税制により、市場国での二重課税が発生した場合は、多国籍企業グループの 支払法人を特定したうえで、国外所得免除方式および外国税額控除制度のいずれかの方法で二 重課税を排除することとしている⁴²。

上記のような二重課税の排除のシステムがあったとしても、二重課税は発生してしまう可能性がある。そのため、二重課税が実際起きた際に発生する紛争を解決するあるいは事前に紛争が起きることを予防する措置が重要となる。第1の柱および第2の柱のブループリントでは、紛争予防・解決策が提案されているが、その確実な履行が欠かせない。これらが各国で足並みが揃って導入されない場合には、二重課税の防止が適わず、税の公平性・安定性の維持が困難になりかねない。

第1の柱では、税の確実性を確保するプロセスとして、利益Aについては、最終的拘束的紛争解決として、主たる税務当局のレビュー、関連する税務当局の要望によるレビューパネルにおける検討、決定パネルによる最終決定といった紛争の予防・解決策が提案されている。また、利益Bについても、紛争防止プロセス、既存の相互協議手続きを経た最終的拘束的紛争解決の必要性が指摘されている。そして、第2の柱については、既存ルールのもとでの対応等が検討されている。

しかしながら、既存ルールにおける相互協議および仲裁制度は必ずしもうまく機能しているとは言い難い。相互協議については、2016年からOECDによって実施されているBEPS行動14 (相互協議の効果的実施)に関するピアレビュー等を通じてその改善が大いに期待されており、進展が見られてはいるものの、まだまだ多くの問題が生じている。具体的には、OECDによれば、相互協議の発生件数の増加が処理件数の増加を上回っていること、未処理案件の長期化も見られること、いくつかの国では合意なしで25%以上の案件を処理していること、行動14のミニマム・スタンダードでは平均24カ月以内の解決に努めるべきとされているにもかかわらず解決に平均で66カ月を要している国々があること等が挙げられている⁴³。また、近時の各国における課税強化の動き等を受けて、新興国を中心に、相互協議の交渉自体がかなり厳しい状況となっている事実がある模様であること等⁴⁴を踏まえると、相互協議における合意は一層の困難が予想される。また、BEPS行動14で提案された強制的・拘束的仲裁制度については、BEPS最終報告書が公表された2015年時点では20か国がコミットし、その後BEPS行動15(多数国間協定の策定)で更なる検討が進められたものの、現状、30か国しかコミットしていない

⁴² ブループリントの市中協議に対する日本経済団体連合会および日本貿易会の意見(日本経済団体連合会(2020)、日本貿易会(2020))では、外国税額控除制度では限度額により控除しきれない可能性があることも踏まえ、国外所得免除方式を採用すべきと主張している。仮に、各国一律での国外所得免除方式が採用された場合には、本邦において今後の中長期的な課題として位置づけられた支店利益についても子会社形態と支店形態とのイコールフッティングの観点から、国外所得免除方式の対象を検討すべきである。

⁴³ OECD (2020a) °

^{44 21}世紀政策研究所(2019)。

状態45に留まっている。

この状況を踏まえると、今回の第1の柱で提案されている最終的拘束的紛争解決および第2の柱での現状の制度を利用した紛争予防・解決策については、今回のOECDにおける議論において、各国が責任を持ってコミットし、確実に遵守していくことが必要となる。

以上

⁴⁵ OECD (2020a) °

索引

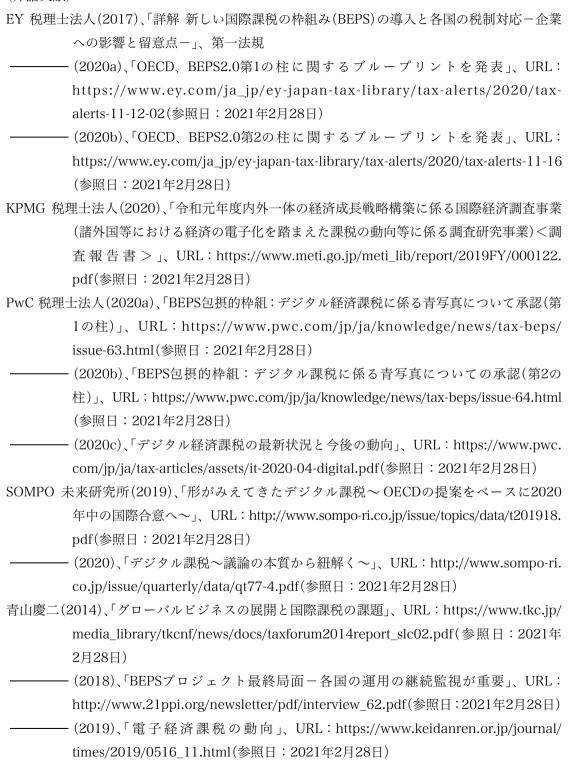
用語	概要
ADS	Automated Digital Services:自動化されたデジタルサービス。第1の柱における利益Aの対象事業範囲の考え方の一つ。複数国の多数の顧客やユーザーに対して、標準化・自動化されたデジタルサービスを提供することにより収益を生み出す事業。
BESP	Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転。
BEPS防止措置実施 条約	BEPSプロジェクトにおいて策定されたBEPS防止措置のうち租税条約に関連する措置を本条約の締約国間の既存の租税条約に導入するもの。
CFB	Consumer-Facing Business:消費者向け事業。第1の柱における利益Aの対象事業範囲の考え方の一つ。消費者に販売される商品やサービスから収益を生み出す事業。
DST	Digital Service Tax:デジタルサービス税。デジタルサービスを提供する 企業に対する課税。
GILTI	Global Intangible Low-taxed Income: 米国外軽課税無形資産所得税制。 米国で2017年12月に成立した米国企業の海外に所在する無形資産に由来す る所得を対象に最低税率を課す税制。
GloBE	Global Anti-Base Erosion:グローバル税源侵食対抗。第2の柱の構成要素の一つ。IIR、SOR、UTPRで構成される。
HDB	Highly Digitalised Businesses:高度にデジタル化されたビジネスモデル。
IFRS	International Financial Reporting Standards: 国際財務報告基準。国際会計基準審議会 (IASB) が策定する会計基準。
IIR	Income Inclusion Rule:所得合算ルール。第2の柱のGloBEの構成要素の一つ。軽課税国にある子会社等に帰属する所得について、親会社の国で最低税率まで課税する制度。
OECD移転価格 ガイドライン	OECDが策定する移転価格税制に関する国際的なガイドライン。適切に各国の課税権を配分し、二重課税を回避することを目的とする。
OECDモデル条約	OECDが策定する租税条約のモデル。OECD加盟国を中心に租税条約を締結する際の規定として採用されている。
PE	Permanent Establishment:恒久的施設。事業を行うための一定の場所等(支店・工場等)。
SOR	Switch Over Rule:スイッチオーバールール。IIRに関するルール。国外所得免除方式を採用する国が軽課税国に所在する国外支店の所得について外国税額控除方式に切り替えて課税するルール。

用語	概要
STTR	Subject To Tax Rule:租税条約の特定否認ルール。第2の柱の構成要素の一つ。支払受取者の所在地国が軽課税の場合に条約上の特典を否認し、支払会社側の国で最低税率まで源泉徴収を行う制度。
UTPR	Undertaxed Payment Rule:軽課税支払ルール。第2の柱のGloBEの構成要素の一つ。軽課税国の親会社等へ支払いを行っている子会社等に対してその支払会社の国で最低税率まで課税する制度。
移転価格税制	国外の関連企業との間の取引を通じた所得の国外移転を防止するため、国 外の関連企業との取引が、通常の取引価格(独立企業間価格)で行われた ものとみなして所得を計算して課税する制度。
過大支払利子税制	所得金額に比して過大な利子を支払うことによる租税回避を防止するため、 支払利子等の額のうち所得金額の一定割合を超える部分の金額を損金の額 に算入しないこととする制度。
間接外国税額控除制度	外国税額控除制度のうち、内国法人の外国子会社が外国に納付した税額を、 その内国法人が納付した外国税額とみなして居住地の税額から控除する方 式。
外国子会社配当益金 不算入制度	外国子会社からの配当の一定割合を居住地の課税所得から除外(益金不算 入)とする制度。本邦では2009年度の税制改正により導入。
外国子会社合算税制	タックス・ヘイブン対策税制。タックス・ヘイブンに設立した外国子会社 を利用して内国の税負担を回避する行為に対処するため、外国子会社の所 得を親会社の所得と合算して課税する制度。
外国税額控除方式 (制度)	二重課税を排除する方式の一つ。全世界所得課税を行ったうえで、国外源 泉所得については源泉地国で課税された法人税を税額控除する制度。
国別報告書	CbC(Country-by-Country) Report。移転価格税制に係る多国籍企業グループが作成する国別の報告書(国別の活動状況に関する情報)。
国外所得免除方式	二重課税を排除する方式の一つ。課税対象を国内源泉所得に限定するテリ トリアル課税で、居住地国が国外源泉所得を課税から免除する制度。
全世界所得課税	企業・個人の居住地が自国の居住者・内国法人に対して、国内所得だけで なく国外所得も含めて課税するという考え方。
租税条約	課税関係の安定、二重課税の除去、脱税および租税回避等を目的とした国 家間で締結される条約。
第1の柱	OECDによる市場国に対して適切に課税所得を配分するためのルールの見直しに係る取組み。
第2の柱	OECDによる軽税国への利益移転に対応する措置としての最低税率の導入 に係る取組み。

用語	概要
直接外国税額控除 制度	外国税額控除制度のうち、内国法人が外国に納付した外国法人税を居住地 の税額から控除する方式。
テリトリアル課税	源泉地国課税。企業・個人の所得が生じた源泉地が課税するという考え方。
独立企業原則	国外の関連企業との間の取引を独立した第三者間と同等の条件で行われた ものとみなす原則。移転価格税制の根幹をなす。
ネクサス	非居住地国側の課税権が正当化されるために求められる外国企業とのつながり。
包摂的枠組み	OECDにおけるBEPS問題に対処していくための国際課税ルールに係る多国 間交渉を行う枠組み。
利益A	第1の柱の構成要素の一つ。PEの有無によらず市場国に新たな課税権を付与するための利益。ブループリントでは、ADSおよびCFBを対象事業とし、 多国籍企業グループの超過利益の一定割合として定式的に決定。
利益B	第1の柱の構成要素の一つ。市場国に所在する多国籍企業グループのPEが 当該グループのために行う商品の基本的販売・マーケティング活動に対す る対価として定義。当該活動に関する利益の一定比率の固定利益として定 式的に決定。
利子控除制限ルール	相対的に税負担の軽い国外関連会社に過大に支払われた利子について損金 算入を制限するルール。

参考文献

(邦語文献)



- 浅川雅嗣・渡辺裕泰(2014)、「浅川雅嗣・財務省総括審議官に聞く『OECDにおける最近の議論-BEPSを中心に』」、国際税務(Vol.34 1月号)
- 朝長英樹(2015)、「国際的二重課税排除の制度と実務【第三版】外国税額控除制度・外国子会社配当益金不算入制度」、法令出版
- 安部憲明(2018)、「見えないものを視る力: OECDが牽引するデジタル税制」、URL: https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201806/201806j.pdf(参照日: 2021年2月28日)
- 宇多村哲也・今岡植(2020)、「経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応:青写真(Blueprint) の公表」、URL: https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202012/202012d. pdf(参照日:2021年2月28日)
- 遠藤克博・多田雄司・幕内浩・望月文夫・吉川保弘(2020)、「詳解 国際課税 2020年版」、清文 社
- 栗原克文(2020)、「デジタル経済への課税-実施上・執行上の論点-」、URL:https://www.mof.go.jp/pri/publication/financial_review/fr_list8/r143/r143_09.pdf(参照日: 2021年2月28日)
- 国際租税小委員会(2008)、「我が国企業の海外利益の資金還流について 〜海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて〜〈国際租税小委員会 中間論点整理の公表〉」、URL: https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286890/www.meti.go.jp/press/20080822002/20080822002.html(参照日:2021年2月28日)
- 国税庁ウェブサイト、「BEPSプロジェクト」、URL: https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm(参照日: 2021年2月28日)
- 佐藤良(2018)、「デジタル経済の課税をめぐる動向」、URL:https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117772_po_IB1010.pdf?contentNo=1(参照日:2021年2月28日)
- 財務省(2015)、「BEPSプロジェクトの最終報告について」、URL: https://www.cao.go.jp/zeicho/content/20151022_27zen24kai2.pdf(参照日:2021年2月28日)
- ——— (2019)、「国際課税」、URL: https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2019/1zen23kai1.pdf(参照日:2021年2月28日)
- 品川克己(2013a)、「多国籍企業の国際的租税回避問題①」、URL:https://www.pwc.com/jp/ja/tax-articles/assets/tam-2013-09.pdf(参照日:2021年2月28日)

- (2013b)、「多国籍企業の国際的租税回避問題②」、URL:https://www.pwc.com/ jp/ja/tax-articles/assets/tam-2013-09-2.pdf(参照日:2021年2月28日) 篠田剛(2019)、「デジタルエコノミーと課税―プラットフォーム企業と国際課税レジーム―」、 URL: http://ritsumeikeizai.koj.jp/koj_pdfs/67507.pdf(参照日:2021年2月28日) 陣田直也(2020)、「租税競争への対抗と第2の柱(Pillar Two)」、URL: https://www.mof.go.jp/ pri/publication/financial review/fr list8/r143/r143 05.pdf(参照日:2021年2月 28日) 政府税制調査会(2000)、「わが国税制の現状と課題 -21世紀に向けた国民の参加と選択- 答 申」、URL: https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/2000/zeichof. html(参照日:2021年2月28日) 大和総研(2015)、「国際租税回避への対応と金融証券取引〜金融口座の自動的情報交換とBEPS プロジェクトを中心に~」、URL: https://www.dir.co.jp/report/research/lawresearch/tax/20150302 009472.pdf(参照日:2021年2月28日) - (2020a)、「OECDによるデジタル課税等の見直し動向」、URL: https://www.dir. co.jp/report/research/law-research/tax/20200401_021434.html(参照日:2021年 2月28日) - (2020b)、「OECDのデジタル課税案と今後の動向」、URL:https://www.dir.co.jp/ report/research/law-research/tax/20201008 021819.html(参照日:2021年2月28 日) - (2020c)、「デジタル課税の合意期限が来年半ばまでに延期」、URL:https://www. dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20201013_021830.html(参照日:2021 年2月28日) デロイトトーマツ税理士法人(2020)、「OECDによる第1及び第2の柱に関する『ブループリント (Blueprint)』の公表」、URL: https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/articles/ tp/japan-tax-newsletter-18november2020.html(参照日:2021年2月28日) 東京都税制調査会小委員会(2019)、「第3回 小委員会『1 デジタル課税に関する資料』」、URL: https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/tzc31 4/06.pdf(参照日:2021年2月28
- 21世紀政策研究所(2019)、「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方〜ポスト BEPSの国際協調の下での国内法改正の動向〜」、URL:http://www.21ppi.org/pdf/thesis/190531_1.pdf(参照日:2021年2月28日)

日)

(2020)、「グローバル時代における新たな国際租税制度のあり方〜経済の電子化に 伴う課税上の課題〜」、URL: http://www.21ppi.org/pdf/thesis/200710.pdf(参照 日:2021年2月28日)

- 日本経済団体連合会(2020)、「電子化に伴う課税上の課題 第1の柱及び第2の柱の青写真に係る 公開諮問文書に対する意見」、URL: https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/124. html(参照日: 2021年2月28日)
- 日本貿易会(2020)、「OECD『Public Consultation Document: Reports on the Pillar One and Pillar Two Blueprint』に対するコメント」、URL: https://www.jftc.or.jp/proposals/2020/20201214_1.pdf(参照日:2021年2月28日)
- 長谷川誠、清田耕造(2015)、「国外所得免除方式の導入が海外現地法人の配当送金に与えた影響: 2009-2011年の政策効果の分析」、URL: https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j008.pdf(参照日: 2021年2月28日)
- 增井良啓、宮崎裕子(2019)、「国際租税法 第4版」、東京大学出版会
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2020)、「デジタル経済における国際課税ルール等に関する調査報告書」、URL: https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/report/material/pdf/r0203/digi/1-1.pdf(参照日:2021年2月28日)
- 南繁樹(2020)、「OECDのデジタル課税及びミニマムタックスに関するブループリント (Blueprint)のポイント」、週刊T&A master(2020年11月16日号)
- 望月文夫(2020)、「図解 国際税務 令和2年版」、 大蔵財務協会
- 諸富徹(2020)、「グローバル・タックスー国境を超える課税権力」、岩波新書
- 渡辺智之(2020)、「経済のデジタル化とBEPSプロジェクト」、URL: http://www.jmcti.org/trade/bull/zeimu/book/keizai digital BEPSproject.pdf(参照日:2021年2月28日)

(英語文献)

- Business at OECD(2020), "Ref: OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS Reports on Pillar One and Pillar Two Blueprints", URL: https://biac.org/wp-content/uploads/2020/12/14-12-2020-FINAL-Business-at-OECD-Letter-on-Pillar-1-and-2-Blueprints-1.pdf(参照日:2021年2月28日)
- European Commission(2018), "Questions and Answers on a Fair and Efficient Tax System in the EU for the Digital Single Market", URL: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/MEMO_18_2141(参照日:2021年2月28日)
- Hugh J. Ault, Brian J. Arnold, Graeme S. Cooper (2019), "Comparative Income Taxation:
 A Structural Analysis, Fourth Edition", Wolters Kluwer
- Inclusive Framework on BEPS (2018), "Tax Challenges Arising from Digitalisation Interim Report 2018", URL: https://www.oecd.org/tax/tax-challenges-arising-from-digitalisation-interim-report-9789264293083-en.htm(参照日:2021年2月28日)

